

「門川町こども未来プラン」

(令和 7 年度～令和 11 年度)

『すべてのこどもが 笑顔あふれる未来を築く
希望のまち門川町』



令和 7 年 3 月
宮崎県 門川町

ごあいさつ

近年、急速な出生率の低下による少子化の進行とともに、こどもを取り巻く社会環境も大きく変化してきました。国では、その変化に迅速に対応するために、平成 27 年に「子ども・子育て関連 3 法」を施行するなど、こどもの利益が最大限に保障されるように、今日まで子ども・子育て支援施策を積極的に推進してきました。

しかし、この 10 年を振り返ると、こどもを取り巻く問題はますます顕在化、複雑化してきています。このような中、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が創設され、こどもの意見が最大限に尊重され、こどもたちが心身ともに健やかに成長できる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すためこども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな時代の展開を迎えています。

これまで本町のこども政策では、将来を担うこどもや若者、保護者が安心して子育てができるまちづくりを実現するために、地域における子育て支援や教育・保育環境の整備を目的とした子ども・子育て支援事業、そして保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援などの貧困対策を総合的に取り組んで参りましたが、今後はこども大綱に基づき一体的に策定・推進することとなります。

このような中、本町では、前回策定した「第 2 期門川町子ども・子育て支援事業計画」の推進から 5 年が経過することから、更なるこども・若者施策を盛り込み、令和 7 年度から 11 年度までを計画期間とした「門川町こども未来プラン」を策定しました。

本計画では、基本理念に「すべてのこどもが 笑顔あふれる未来を築く 希望のまち門川町」を掲げ、町や地域全体で施策を推進するとともに、子育て支援やこども・若者の環境整備の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりましてニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様ならびに、貴重なご意見、ご提言をいただきました門川町子ども・子育て会議委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月



門川町長 山室 浩二

目 次

はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	4
5 計画の策定体制と経過	4
第1章 こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況	6
1 少子化の現状	6
2 子育て環境の現状	11
3 アンケート調査結果	17
第2章「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価	30
1 点検・評価	30
2 内部評価の実施について	32
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 基本理念	40
2 基本目標	40
3 計画の体系	41
第4章 施策の展開	44
基本目標1 こどもまんなかのまちづくり	44
基本目標2 こども・若者が健やかに育つまちづくり	47
基本目標3 地域がつながるまちづくり	55
基本目標4 支援が必要なこども・若者を支えるまちづくり	60
第5章第3期子ども・子育て支援事業計画 事業量推計	66
1 対象事業	66
2 門川町の児童人口の推移	67
3 「量の見込み」と「確保方策」	69

第6章 計画の推進.....	82
1 計画の推進体制.....	82
2 計画の進捗管理.....	83
資料編.....	86
1 門川町子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度～7年度）	86



【本計画における「こども」表記について】

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義され、同法律内では、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されるため、一定の年齢で区切ることがないように「こども」と表記されています。

本計画においてもその理念を踏まえ、「子ども」ではなく「こども」を用いています。

ただし、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合は、引き続き「子ども」の表記を用いています。

はじめに

はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な出生率の低下による少子化や核家族化の進行などによる家族のあり方の変化、地域のつながりの希薄化及び共働き家庭の増加などにより、大きく変化しています。

国においては、平成 27（2015）年に「子ども・子育て関連 3 法」を施行するなど、こどもの利益が最大限に保障されるように子ども・子育て支援施策を積極的に推進してきました。令和 5（2023）年 4 月に「こども家庭庁」が創設され、こどもの意見が最大限に尊重され、こどもたちが心身ともに健やかに成長できる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すためこども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな時代の展開を迎えています。

また、こどもや若者に関する政策については、「こども基本法」の施行を受け、これまで別々に策定されていた少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が策定されました。

地方自治体においては、「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国や県との連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務について規定されています。

このような状況のなか、門川町においては、「第 2 期門川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもが健やかに育ち、安心して子育てできるまちづくりを目指し、こども・子育て支援の施策を推進してきました。

この度、「第 2 期門川町子ども・子育て支援事業計画」が令和 6（2024）年度に最終年度を迎えることから、社会環境の変化、門川町のこどもや子育てを取り巻く状況を踏まえるとともに、「こども基本法」に示されている趣旨、「こども大綱」等を勘案し、こども施策を総合的・計画的に推進していくことを目的として、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定と合わせて新たに「門川町こども未来プラン」を策定します。

4 計画の対象者

本計画は、すべてのこどもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から一部の施策については、今後親になる若い世代も対象としています。

5 計画の策定体制と経過

（１）アンケート調査の実施

計画策定にあたり、こども・若者及び子育て世帯の状況やニーズを的確に把握するため、就学前・小学生の保護者及びこども・若者や中学生の保護者の方に対し、アンケート調査を実施しました。

（２）門川町こども計画策定ワーキンググループ検討会の開催

計画策定にあたり、施策の方向性や優先順位を決定するための調整を行い、計画策定に向けた合意形成を進める役割として、関係部門が連携し意見交換を行うため、門川町こども計画策定ワーキンググループを設置し、計画の策定に向けた内容検討を深めるための検討会を開催しました。

（３）「子ども・子育て会議」の設置・開催

門川町におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者、若者等で構成する「門川町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

（４）パブリックコメントの実施

令和7年3月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第1章

こども・若者や子育て世帯を 取り巻く状況

第1章 こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況

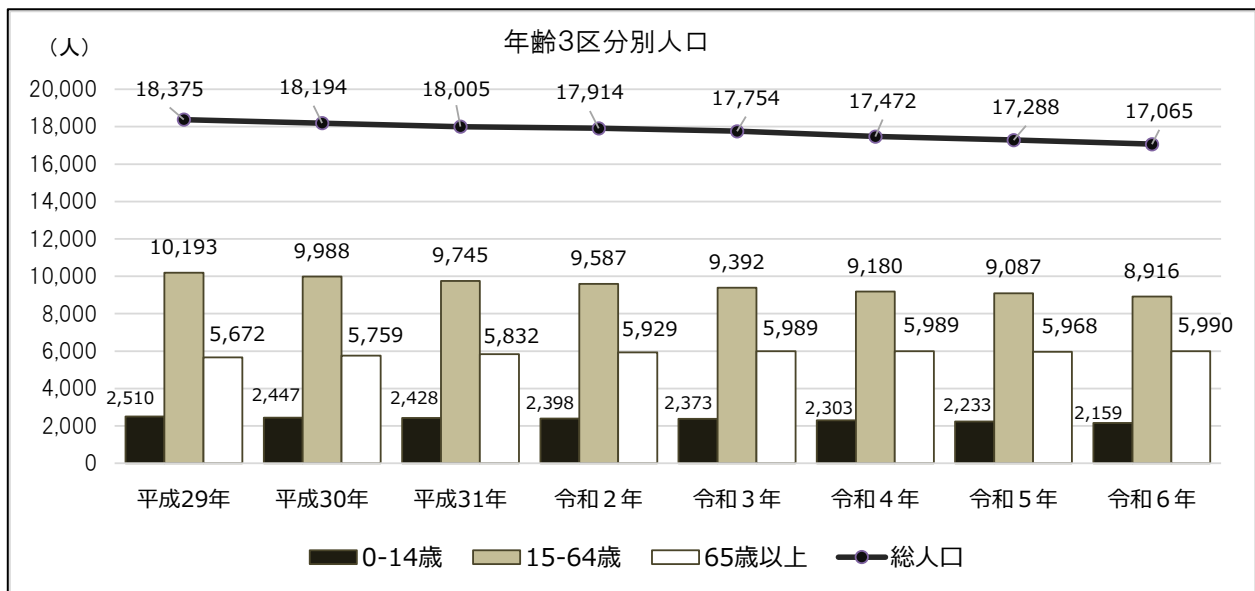
1 少子化の現状

(1) 人口の推移

令和6年4月1日現在の門川町の総人口は17,065人となっています。総人口でみると年々緩やかな減少傾向となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）はともに減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は横ばいで推移しています。

図表1 総人口及び年齢3区分別人口の推移

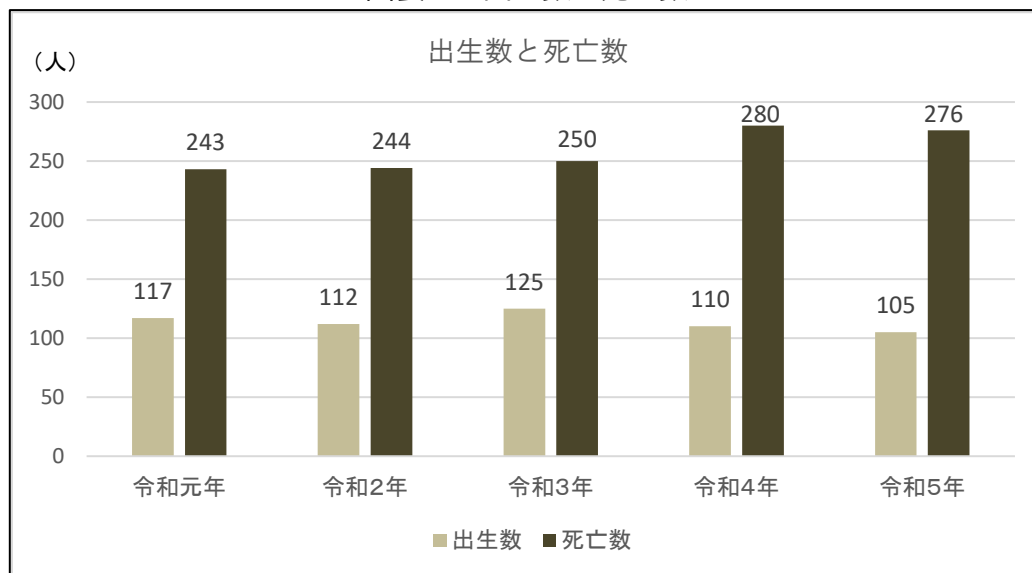


出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 出生数と合計特殊出生率

門川町の出生数は、年々減少傾向にあります。死亡数は増加傾向となっています。

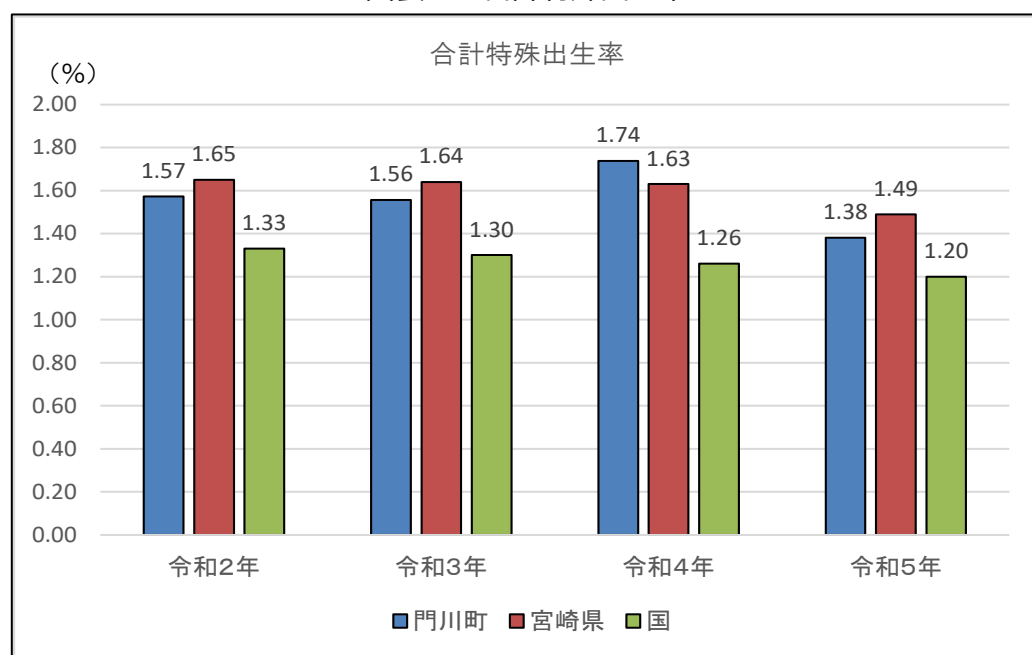
図表2 出生数と死亡数



出典：宮崎県衛生統計年報

また、門川町の令和5年の合計特殊出生率は、1.38です。これは、国の1.20より高く宮崎県の1.49よりは低い割合となっています。

図表3 合計特殊出生率

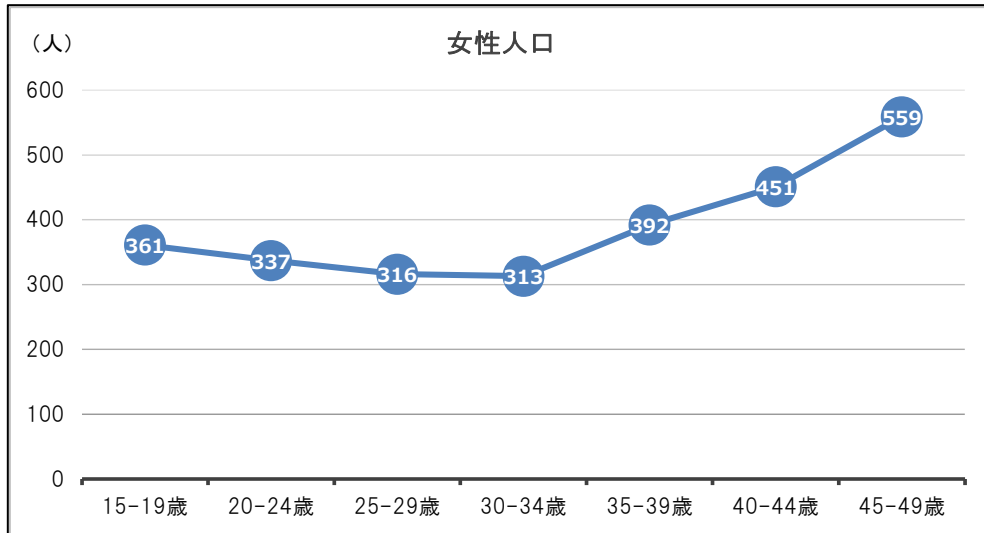


出典：宮崎県衛生統計年報

（3）こどもを生む世代の女性人口の状況

令和6年3月末現在の門川町のこどもを生む世代の女性人口「15歳～49歳」人口は、2,729人です。これは、女性総人口（8,908人）の約30.6%となります。

図表4 15～49歳の女性人口の推移

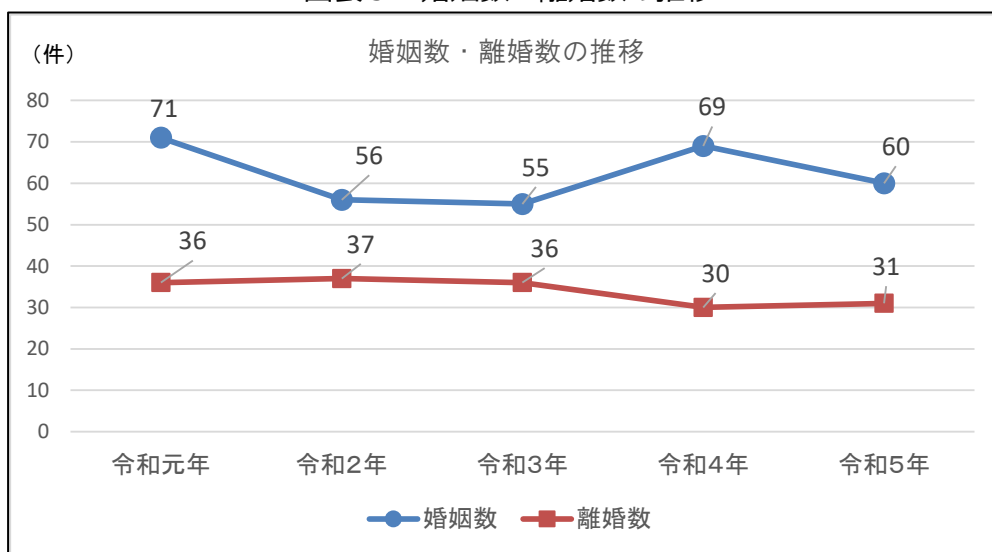


出典：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

（4）婚姻数・離婚数の状況

婚姻数・離婚数の推移をみると、婚姻数・離婚数ともに似た傾向で推移しており、増減を繰り返す傾向で推移しています。

図表5 婚姻数・離婚数の推移

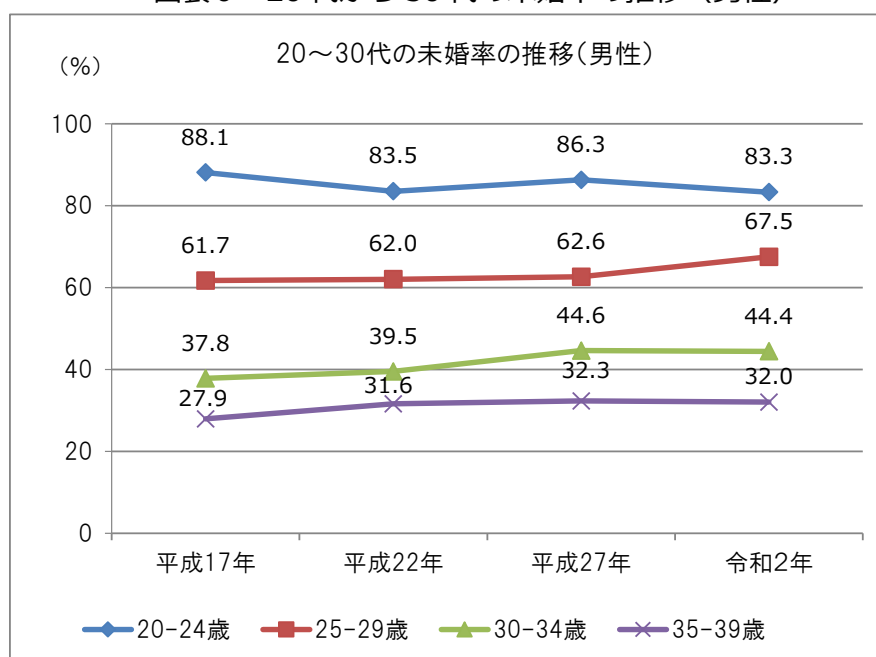


出典：宮崎県衛生統計年報

(5) 未婚化の状況

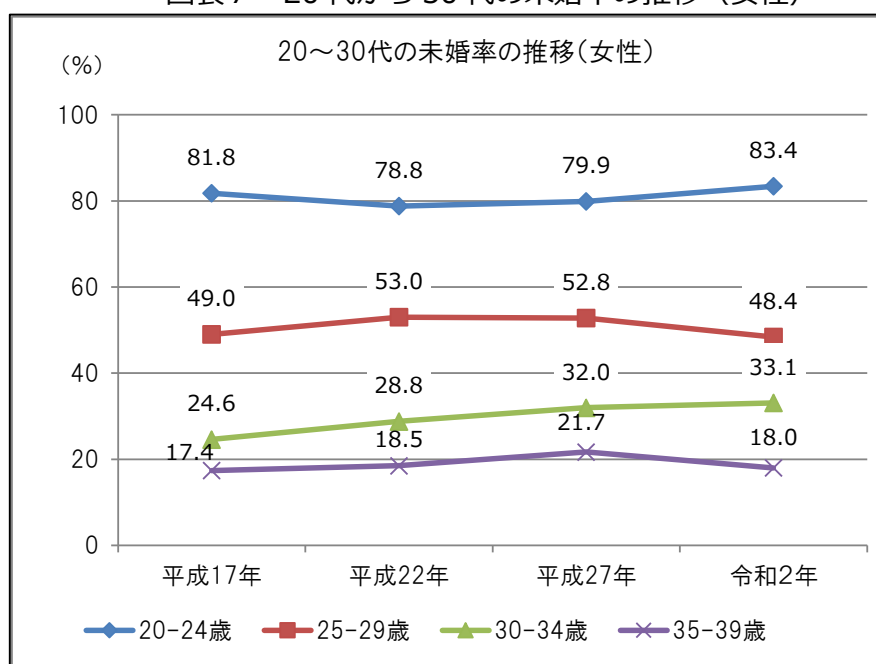
20代から30代の未婚率の推移をみると、男性は、25～29歳と30～34歳で増加傾向がみられます。女性は20～24歳と30～34歳で増加傾向です。

図表6 20代から30代の未婚率の推移（男性）



出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

図表7 20代から30代の未婚率の推移（女性）

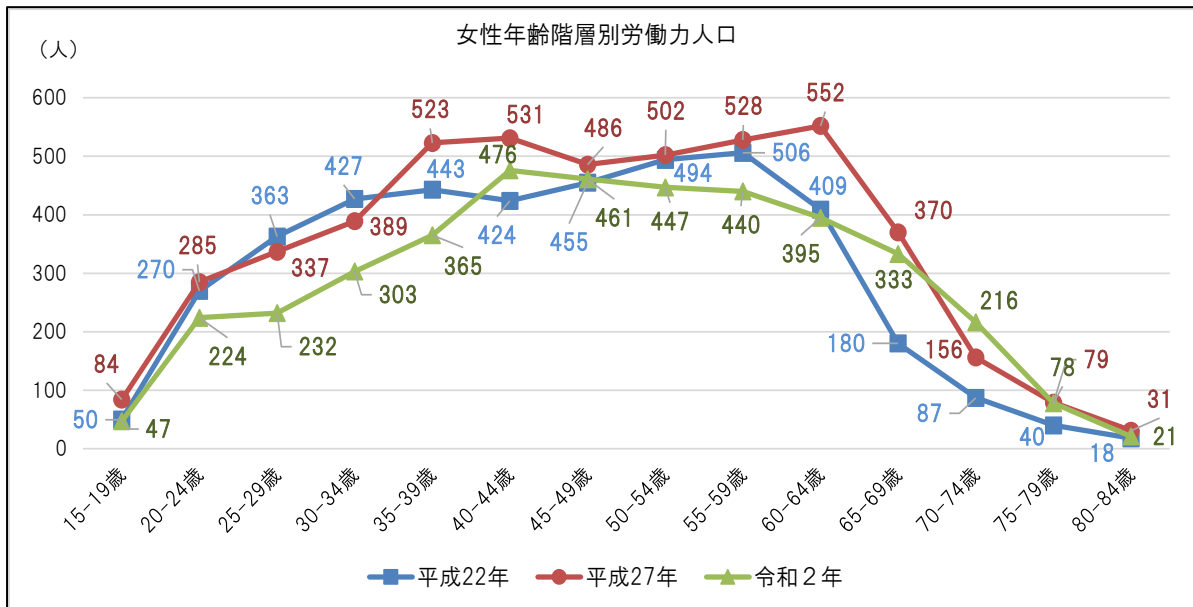


出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(6) 女性の就労状況

平成 27 年度と令和 2 年度を比較すると、70 歳以上で令和 2 年度が多くなっていますが、全ての階層で減少しています。

図表 8 女性の就労状況

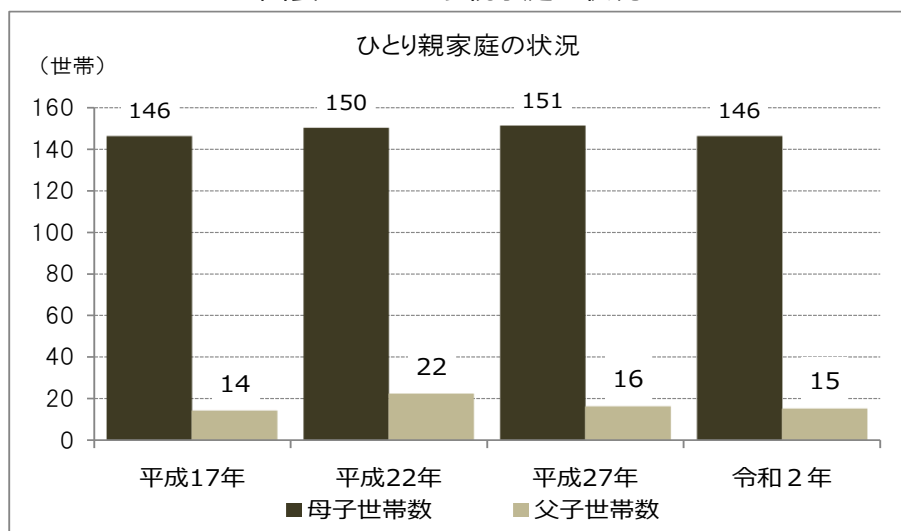


出典：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

(7) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の状況をみると、母子家庭及び父子家庭ともに令和 2 年に若干減少がみられますが、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 9 ひとり親家庭の状況



出典：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

2 子育て環境の現状

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園の入所状況

① 施設数及び定員・入所（園）児童数の推移

門川町公立・私立の認可保育所入所（園）児童数及び施設数、認可保育施設数は以下のとおりです。

図表 10 施設数および定員・入所（園）児童数の推移

(単位:人)

区分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳児人口(人)			822	803	803	751	702
認可保育所 認定こども園	公立	施設数	1	1	1	1	1
		定員	120	120	120	120	120
		入所児童数	96.8	95.5	89.5	83.6	92.0
	私立	施設数	6	6	6	6	6
		定員	440	430	430	430	410
		入所児童数	479.0	473.8	477.1	448.8	486.0

出典：福祉課 各年度4月1日現在

※入所児童数は＝年間延人数÷12

※教育認定児童・広域入所児童は除く



② 認可保育所及び認定こども園の（年齢別）入所状況の推移

認可保育所、認定こども園の年齢別入所状況は以下のとおりです。

図表 11 認可保育所、認定こども園の（年齢別）入所状況の推移

(単位:人)

年齢児	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	児童総数	116	113	113	114	93
	入所児童数	40.8	47.4	45.9	50.3	23.0
	入所率	35.2	42.0	40.6	44.1	24.7
1歳児	児童総数	144	127	120	112	119
	入所児童数	93.5	86.0	85.5	83.8	95.0
	入所率	64.9	67.7	71.3	74.8	79.8
2歳児	児童総数	139	142	128	116	109
	入所児童数	98.3	87.8	89.3	78.1	93.0
	入所率	70.7	61.8	69.8	67.3	85.3
3歳児	児童総数	161	146	142	126	119
	入所児童数	122.8	109.4	97.3	96.4	94.0
	入所率	76.3	74.9	68.5	76.5	79.0
4歳児	児童総数	128	158	142	141	125
	入所児童数	102.9	128.3	112.3	105.5	97.0
	入所率	80.4	81.2	79.1	74.8	77.6
5歳児	児童総数	148	136	158	142	137
	入所児童数	117.8	110.7	137.3	119.0	122.0
	入所率	79.6	81.4	86.9	83.8	89.1
合計	児童総数	836	822	803	751	702
	入所児童数	576.1	569.6	567.6	533.1	524.0
	入所率	68.9	69.3	70.7	71.0	74.6

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

※入所児童数は＝年間延人数÷12

令和6年度のみ4月1日、1月分のみ

※教育認定児童を除く

※広域入所児童を含む



③ 特別保育等の実施状況

特別保育等の実施状況は以下のとおりです。

図表 12 特別保育等の実施状況 特別保育等の実施状況

(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	実施箇所数	4	4	4	5
	延べ利用児童数	4,436	2,686	2,346	3,853
一時預かり (幼稚園型)	実施箇所数	2	2	2	1
	延べ利用児童数	877	425	981	517
一時預かり	実施箇所数	—	—	—	—
	延べ利用児童数	—	—	—	—
障がい児保育	実施箇所数	0	0	1	1
	実施月数(実人数)	0	0	12(1)	12(1)

出典：福祉課（各年度3月末現在、障がい児保育は4月1日現在）

※他市町村からの受託児童は除く

※保育認定児童（2.3号認定）が対象

※教育認定（1号認定）の延長保育は一時預かり（幼稚園型）に含む

(2) 放課後児童クラブの利用状況

各地区の放課後児童クラブの利用状況は、以下のとおりです。

図表 15 放課後児童クラブ利用状況

(箇所/人)

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
門川小	設置数	2	2	2	2	2
	児童数	55	56	57	61	66
五十鈴小	設置数	1	1	1	1	1
	児童数	33	44	40	33	27
草川小	設置数	1	1	2	2	2
	児童数	37	40	45	33	39
西門川小	設置数	0	0	0	0	0
	児童数	0	0	0	0	0
合計	設置数	4	4	5	5	5
	児童数	125	140	142	127	132

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(3) ファミリー・サポート・センターの状況

令和5年度におけるファミリー・サポート・センターの状況は、依頼会員147名、提供会員46名となっており、活動件数は3.4件となっており、令和6年度は見込み数です。

図表16 ファミリー・サポート・センターの状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員	138	143	151	147	136
提供会員	51	44	48	46	46
両方会員	0	0	0	0	0
活動件数	4.6	5.3	4.3	3.4	3.2

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(4) 地域活動の状況

町内における子ども会（小学生）及びスポーツ少年団の活動状況は以下のとおりです。

こども会地域活動の団体数は年々減少傾向にあり、それに伴い会員数も減少傾向にあります。

図表17 地域活動の状況

(単位:人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども会(小学生)	団体数	30	30	27	25	25
	会員数	726	709	557	511	472
スポーツ少年団	団体数	22	22	22	22	22
	会員数	315	349	342	358	364

出典：教育課（各年度4月1日現在）

(5) 地域子育て支援センター利用状況

門川町子育て支援センターと門川町人づくりセンターにおいて、「ひろば」を利用した1日あたりの人数を示しています。コロナ流行期は利用制限・予約制限の為、利用数が減少していましたが、令和5年度の利用は、コロナ前の利用状況まで回復しています。

図表18 地域子育て支援センター利用状況

(単位:人)

門川町 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援センター	6	3	2	6
門川町子育て人づくりセンター つどいの広場	7	6	4	9
合計	13	9	6	15

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

利用者数：利用者数（大人）÷開所日数

(6) 児童発達支援の状況

児童発達支援の利用者数及び利用日数の推移は以下のとおりです。

図表 13 児童発達支援の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	8	12	9	14	15
利用日数(延べ人数/月)	140	205	320	251	247

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(7) 放課後等デイサービスの状況

放課後等デイサービスの利用状況は、以下のとおりです。

図表 14 放課後等デイサービスの状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	38	42	37	38	39
利用日数(延べ人数/月)	621	665	544	609	586

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(8) 障がい児相談支援の状況

門川町の障がい児相談支援は、年々減少傾向にあります。

図表 19 障がい児相談支援の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/月)	19	14	14	15	13

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(9) 支援が必要な方の状況

① 就学援助認定者

町内の小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

図表 20 就学援助認定者の状況

区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基準日		R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31
小学校	人数(人)		113	122	114	111
	認定率(%)		11.0%	12.0%	11.7%	11.8%
	支給 総額 (円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費・要保護修学旅行費	2,888,932	3,051,709	3,002,352	3,989,449
		準要保護児童生徒 給食費	4,967,886	5,509,956	5,039,060	4,963,080
		準要保護児童生徒 医療費	52,780	48,610	48,080	24,850
中学校	人数(人)		66	75	73	72
	認定率(%)		13.6%	15.7%	15.4%	14.8%
	支給 総額 (円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費・要保護修学旅行費	2,956,325	3,827,512	3,645,117	5,895,081
		準要保護児童生徒 給食費	3,502,700	3,904,300	3,724,875	3,536,600
		準要保護児童生徒 医療費	7,120	0	2,490	1,050
全体	人数(人)		179	197	180	183
	認定率(%)		11.9%	13.2%	12.5%	12.8%
	支給 総額 (円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費・要保護修学旅行費	5,845,257	6,879,221	6,647,469	9,884,530
		準要保護児童生徒 給食費	8,470,586	9,414,256	8,763,935	8,499,680
		準要保護児童生徒 医療費	59,900	48,610	50,570	25,900

出典：教育課（各年度4月1日現在）

② 児童虐待相談の状況

児童虐待相談件数については、令和3年度に一旦減少しましたが、再び増加に転じ推移しています。

図表 21 児童虐待相談の状況

(単位:件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談件数	26	7	29	48	37

出典：福祉課（各年度4月1日現在）

(令和6年度は3月1日現在)

3 アンケート調査結果

計画の策定にあたり、門川町のこども・若者及び子育て中の保護者の状況やニーズを把握し、計画の資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

① 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

区分	就学前児童保護者	小学生保護者
対象者	門川町在住の就学前児童 (0～5歳)の保護者	門川町在住の小学生児童 (6～11歳)の保護者
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	
調査方法	保育園(所)、認定こども園、 子育て支援センターを通じて配布・ 回収	小学校・放課後児童クラブを通じて 配布・回収
配布数	501 件	685 件
回収数(率)	384 件 (76.6%)	498 件 (72.7%)
調査期間	令和4年12月 (第2期子ども・子育て支援事業計画中間評価の調査を活用)	

② こども・若者意識と生活に関する調査

区分	こども・若者意識調査	中学3年生保護者調査
対象者	門川町在住の15歳～39歳までの方	門川町内の中学3年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	
調査方法	プライバシー保護のために無記名方式 郵送配布・郵送回収	
配布数	1,007 人	304 人
回収数(率)	221 人 (21.9%)	94 人 (30.9%)
調査期間	令和6年4月	

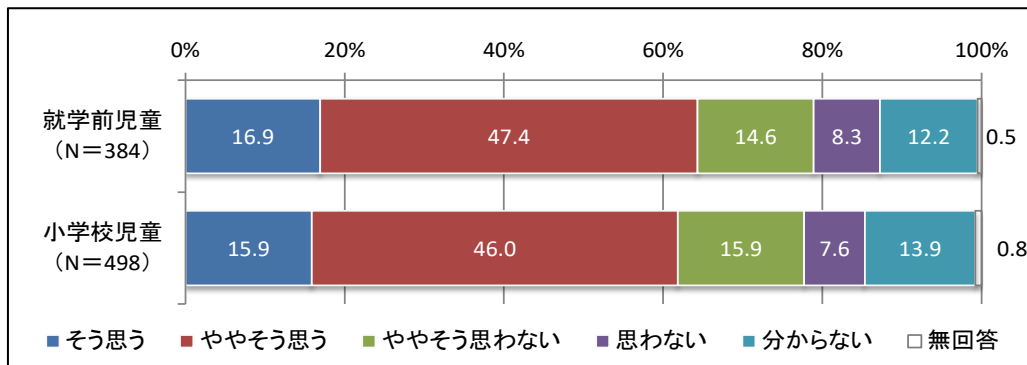
(2) アンケート調査の主な結果

① こども・子育て支援に関するニーズ調査

ア. 門川町の子育て環境について

門川町は「安心して妊娠・出産・子育てができるまちか」尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が、就学前保護者は64.3%、小学生保護者は61.9%となっています。

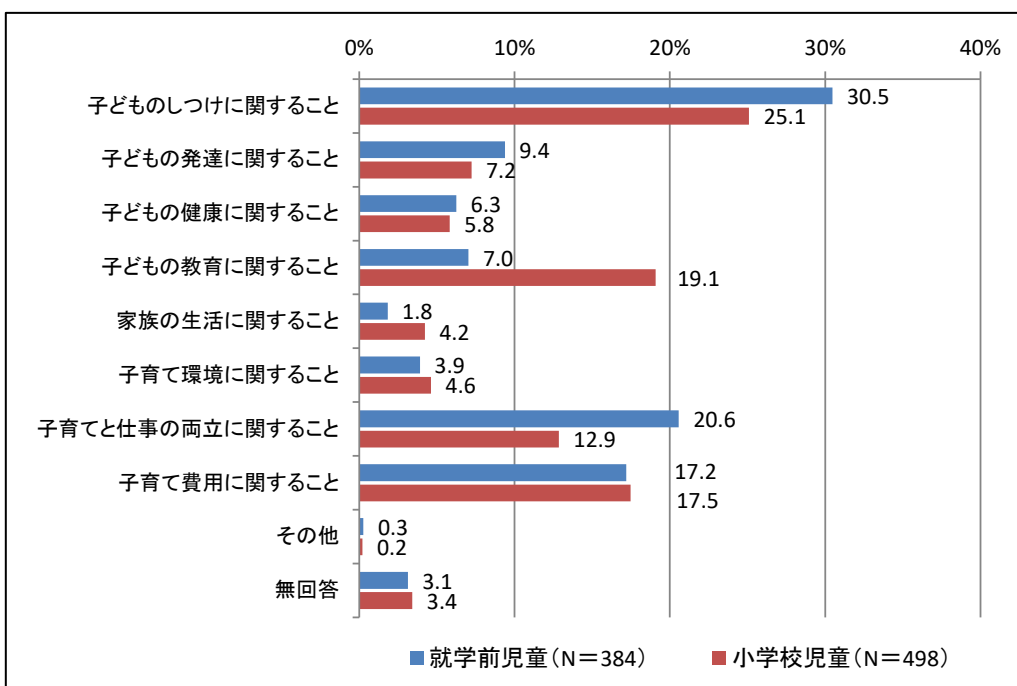
図表 22



イ. 子育てに関する悩みについて

子育てに関して主に悩んでいることは、就学前保護者は「こどもしつけ」が最も高く、次いで「子育て仕事の両立」、小学生保護者も「こどものしつけ」が最も高く、次いで「こどもの教育」となっています。

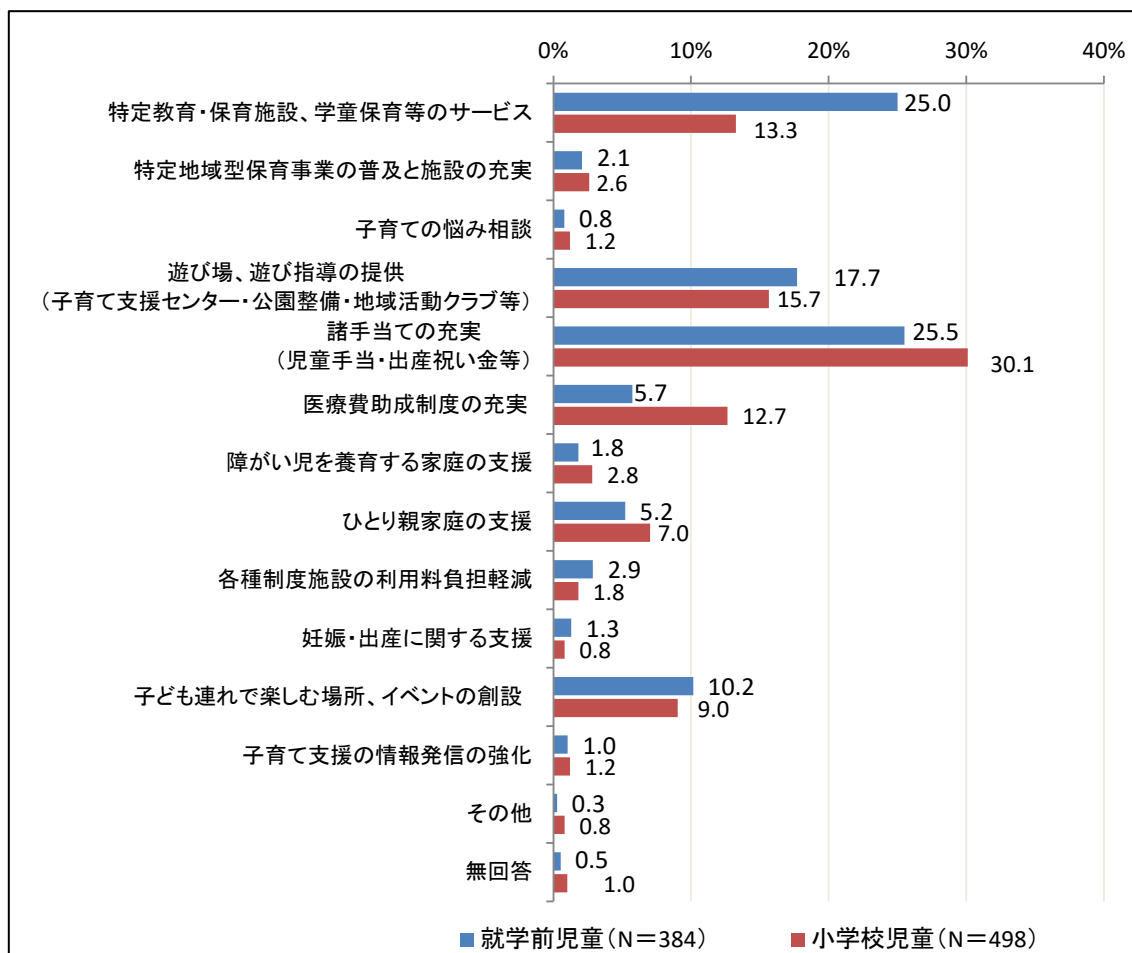
図表 23



ウ. 重点的に行ってほしい子育て支援サービスについて

就学前保護者、小学生保護者ともに「諸手当の充実」が最も高く、次いで就学前保護者は「特定教育・保育施設、学童保育等のサービス」、小学生保護者は「遊び場、遊び指導の提供」となっています。

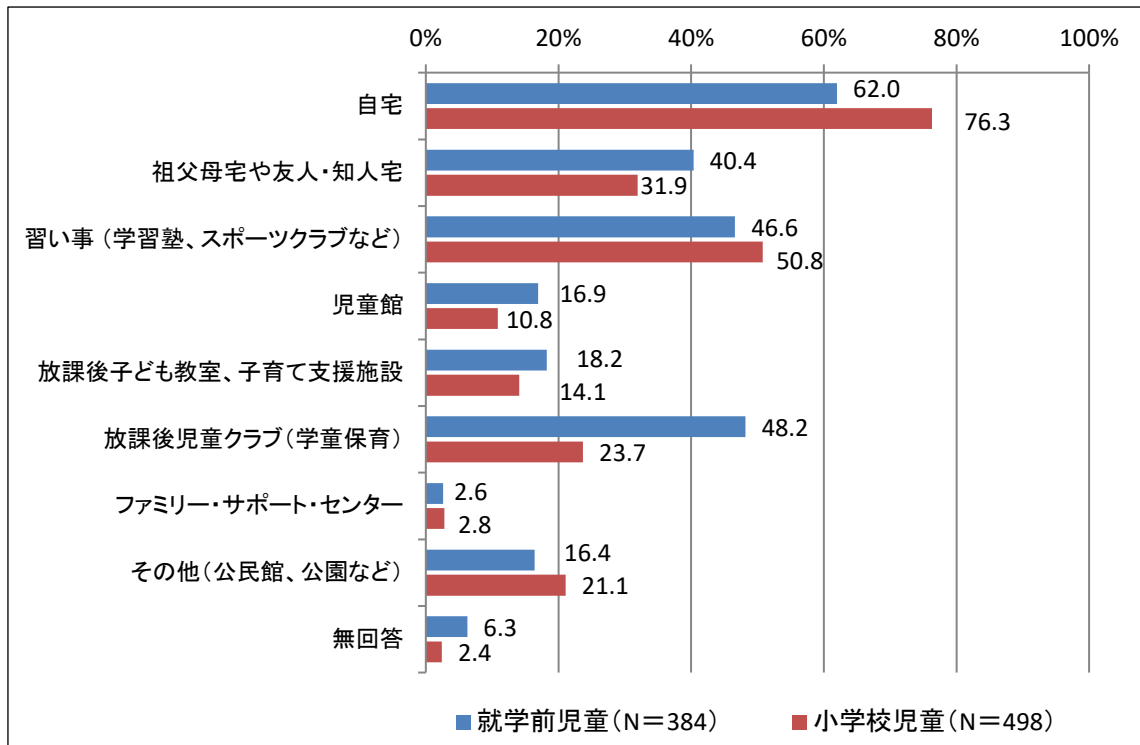
図表 24



工. 放課後の時間を過ごさせたい場所について

就学前保護者、小学生保護者ともに「自宅」が最も高く、次いで、就学前保護者は「放課後児童クラブ」、小学生保護者は「習い事」となっています。

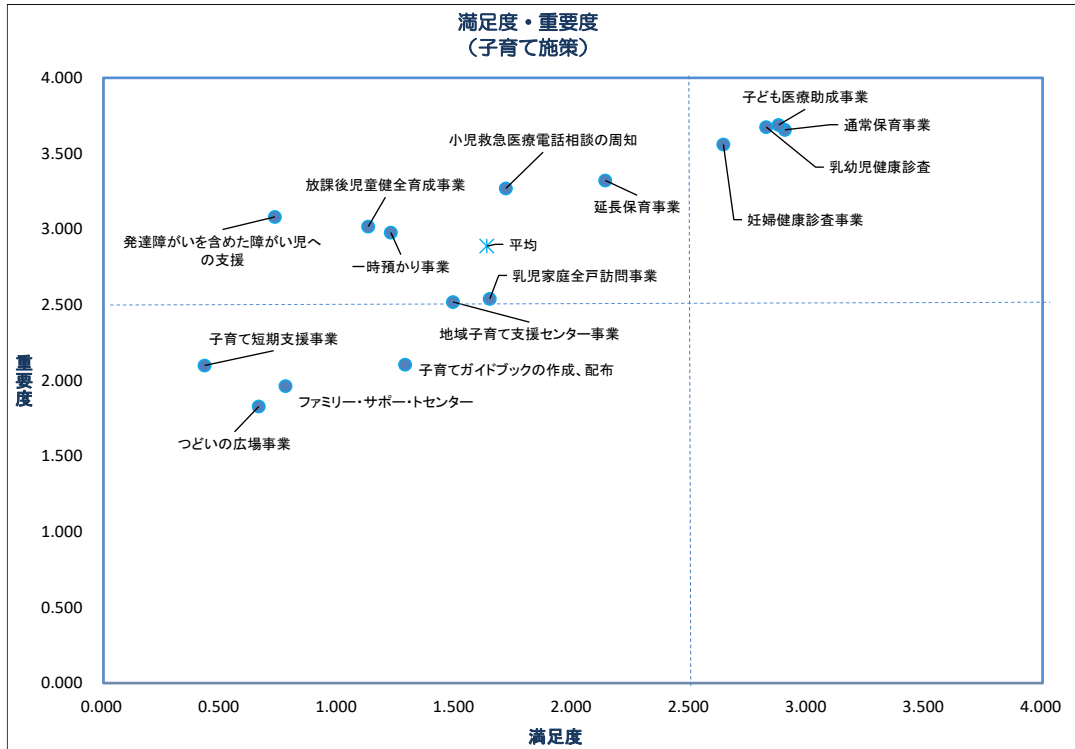
図表 25



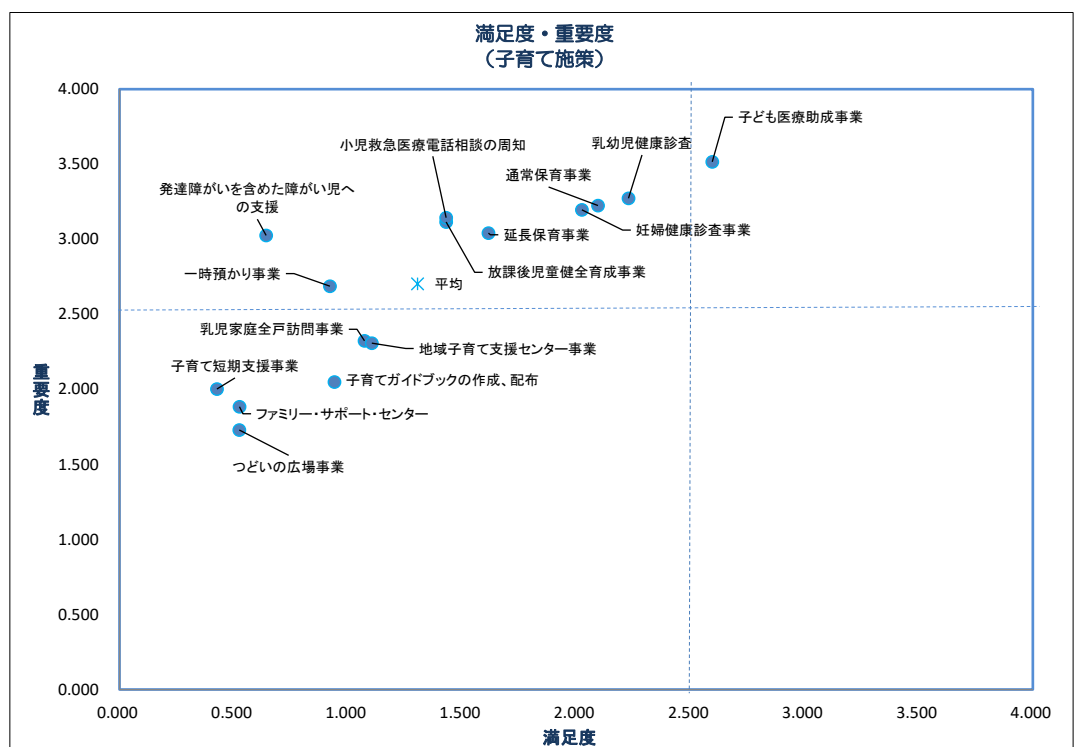
オ. 門川町の子育て施策の重要度・満足度について

子育て施策の15事業について、重要度・満足度の調査を行い、点数化したものを基に分布図にしました。点数は、4.000を最大として、平均を2.500としました。

【就学前児童保護者】図表 26



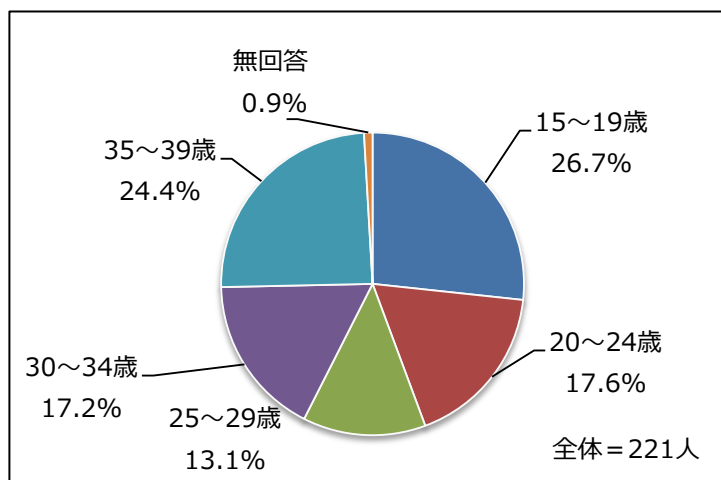
【小学生児童保護者】図表 27



② こども・若者意識調査

ア. 回答者年齢

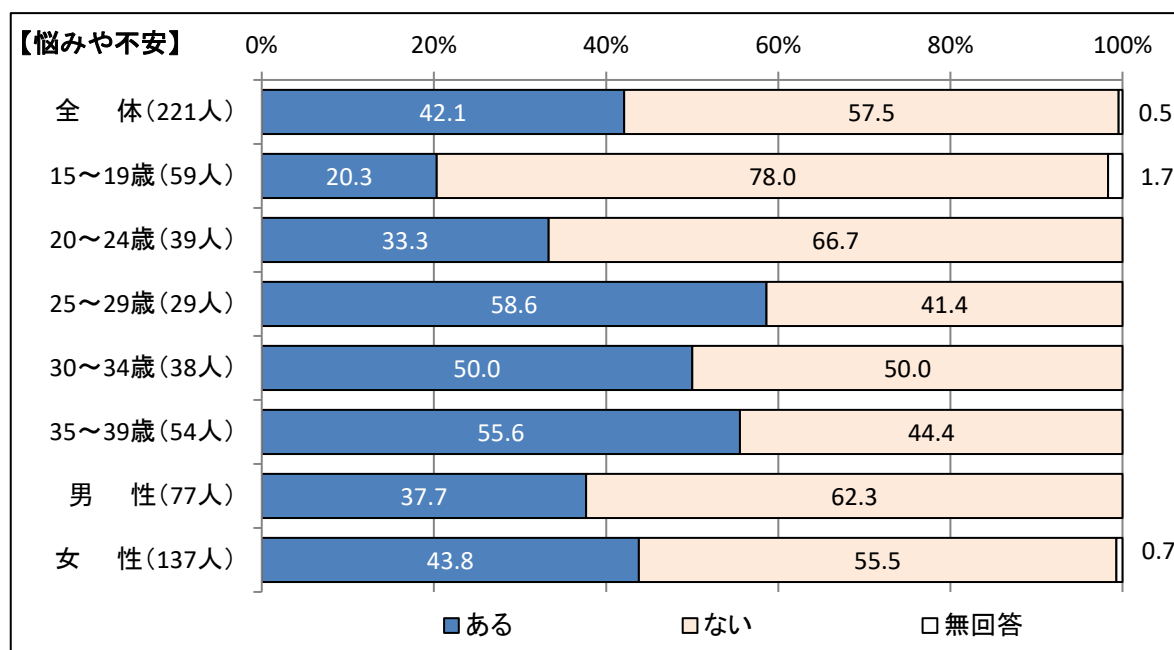
図表 28



イ. 日常生活における悩みや不安について

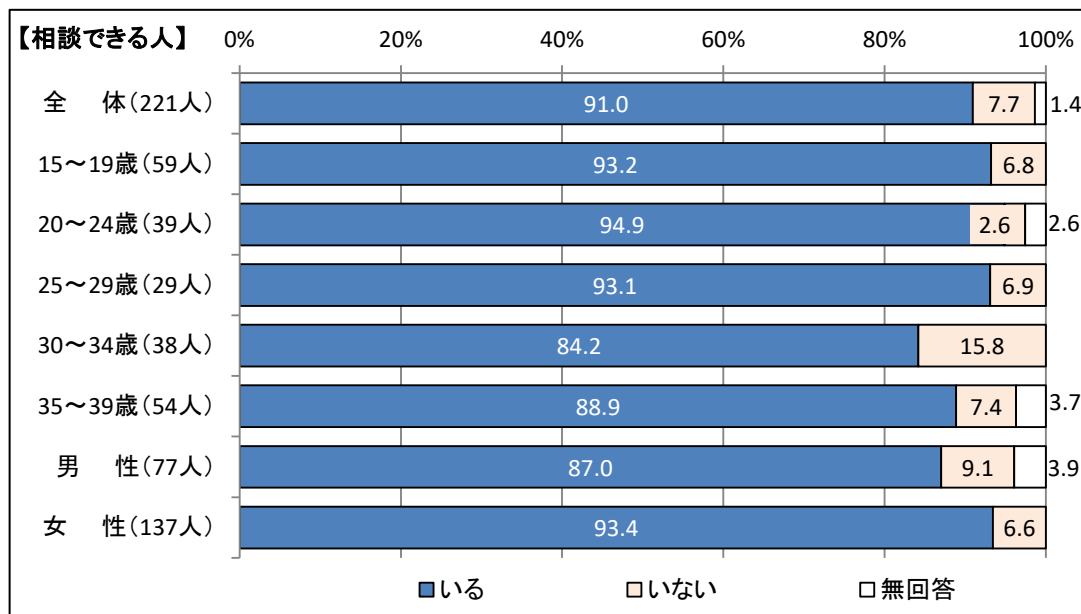
年代別では、25～39歳で「ある」が高くなっており、男女別では、女性の「ある」が高くなっています。

図表 29



また、悩みがあるとき相談できる人や助けてくれる人についてたずねたところ、全体で、「いる」の割合が 91.0%、「いない」が 7.7%となっており、年代別では、30～34 歳の「いない」が高くなり、男女別では、女性の「いる」が高くなっています。

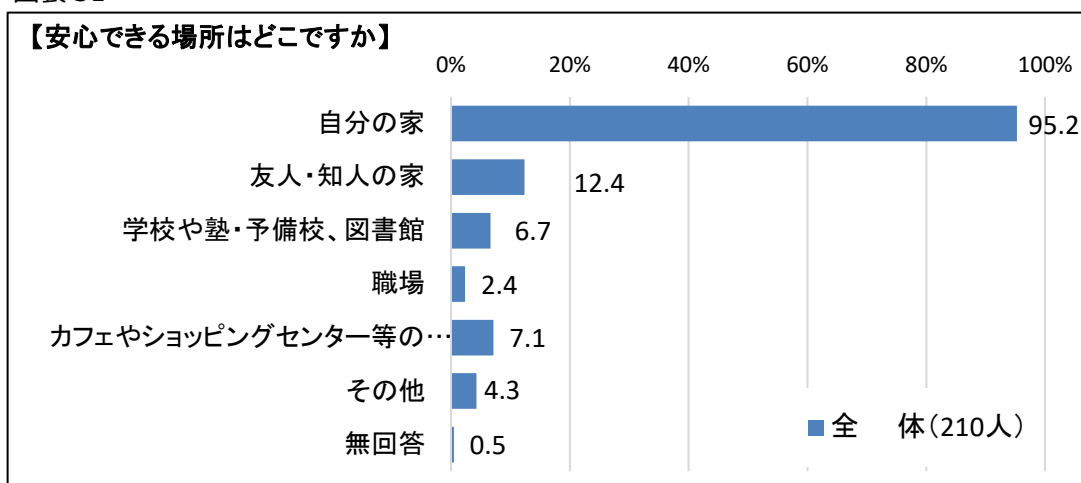
図表 30



ウ. 安心できる場所について

安心できる場所については、「自分の家」の割合が最も高く、次いで「知人・友人の家」、他は以下のとおりとなっています。

図表 31

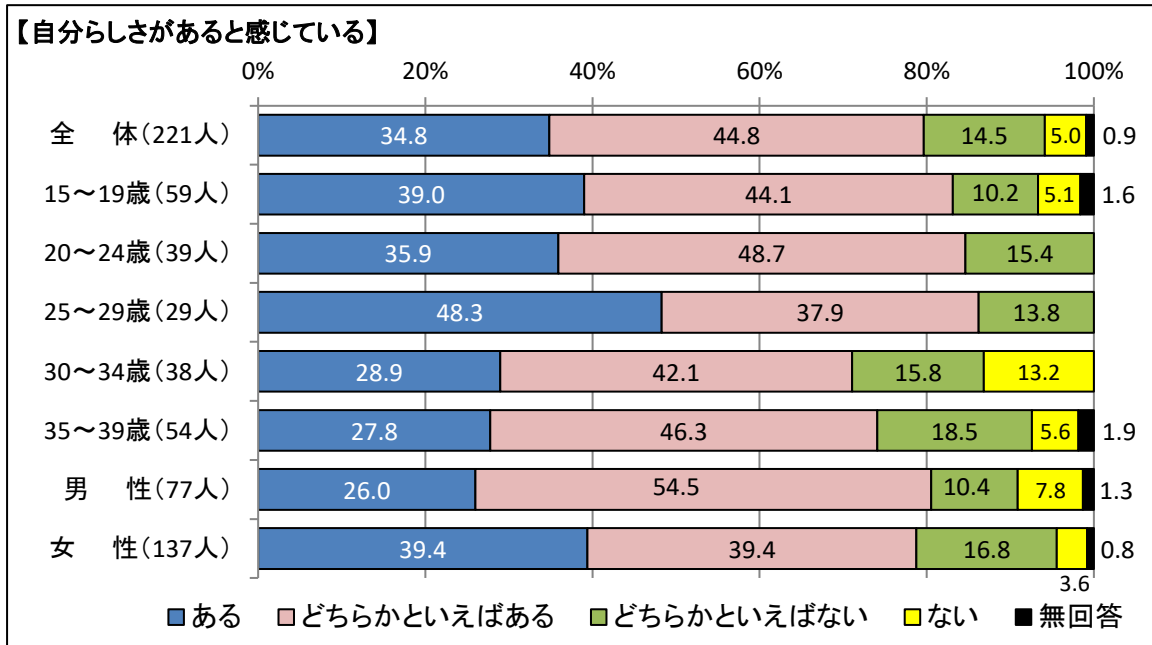


エ. 自分自身について

「自分らしさがあると感じていること」については、全体で「ある」「どちらかといえばある」の割合が 79.6%となっています。

年代別では、25～29 歳、男女別では、女性の「ある」が高くなっています。

図表 32

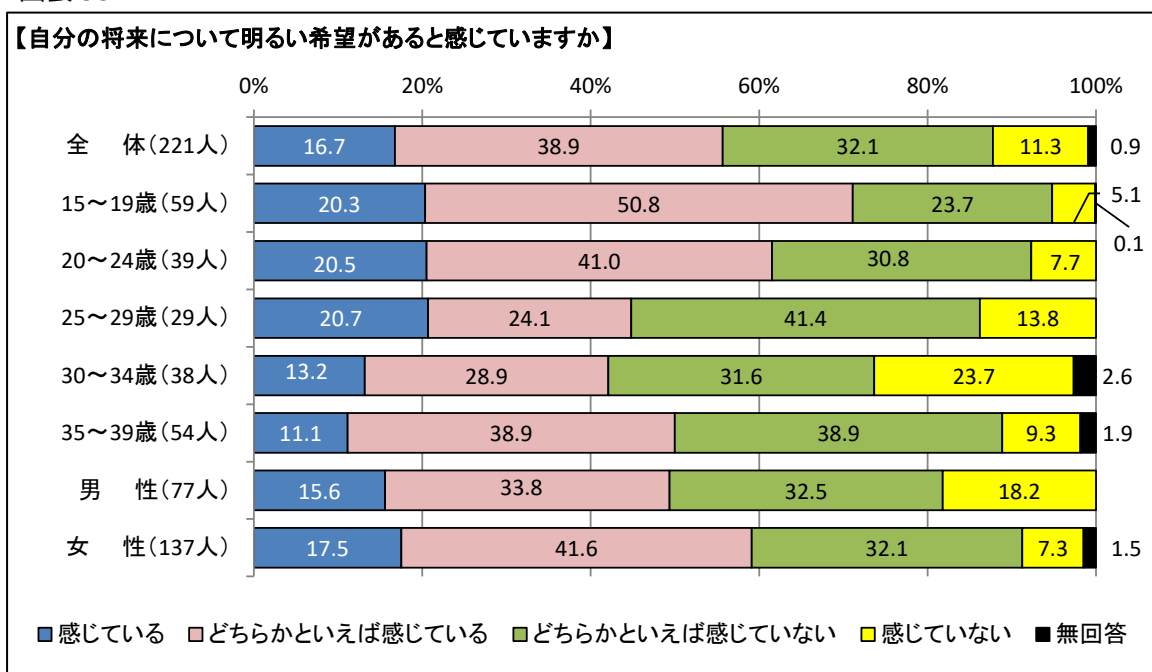


オ. 自分の将来についての明るい希望について

全体で、「感じている」「どちらかといえば感じている」の割合が 55.6%となっています。

年代別では、25～29 歳で、男女別では、女性で「感じている」「どちらかといえば感じている」が高くなっています。

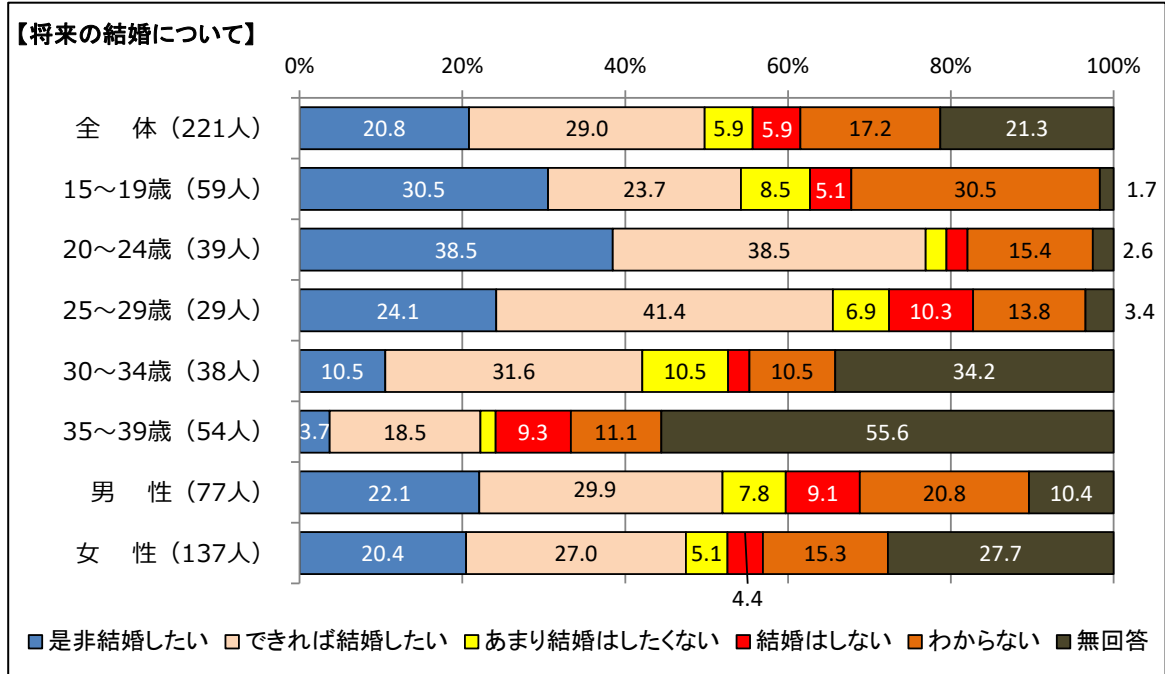
図表 33



カ. 将来の結婚感について（独身の方への質問）

全体で、「無回答」を除いた「是非結婚したい」「できれば結婚したい」の割合が 63.3%、年代別では、20～24 歳が「是非結婚したい」「できれば結婚したい」が高くなっています。

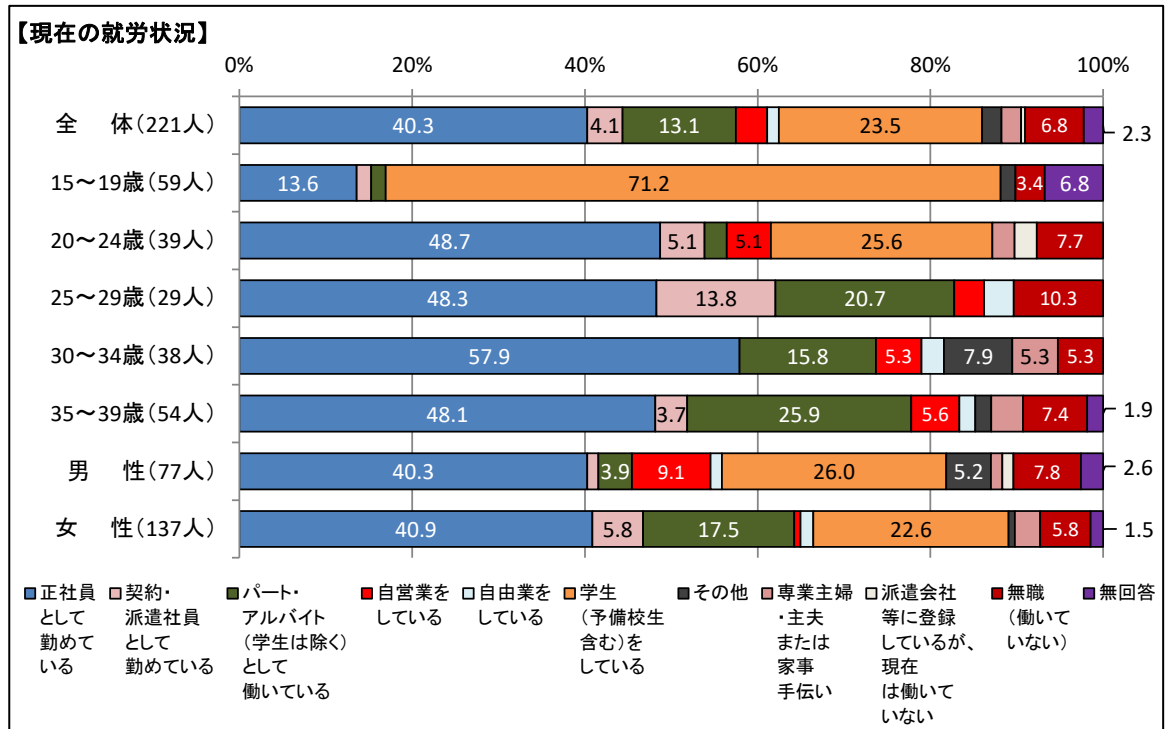
図表 34



キ. 現在の就労について

全体で、「正社員として勤めている」の割合が最も高くなっています。

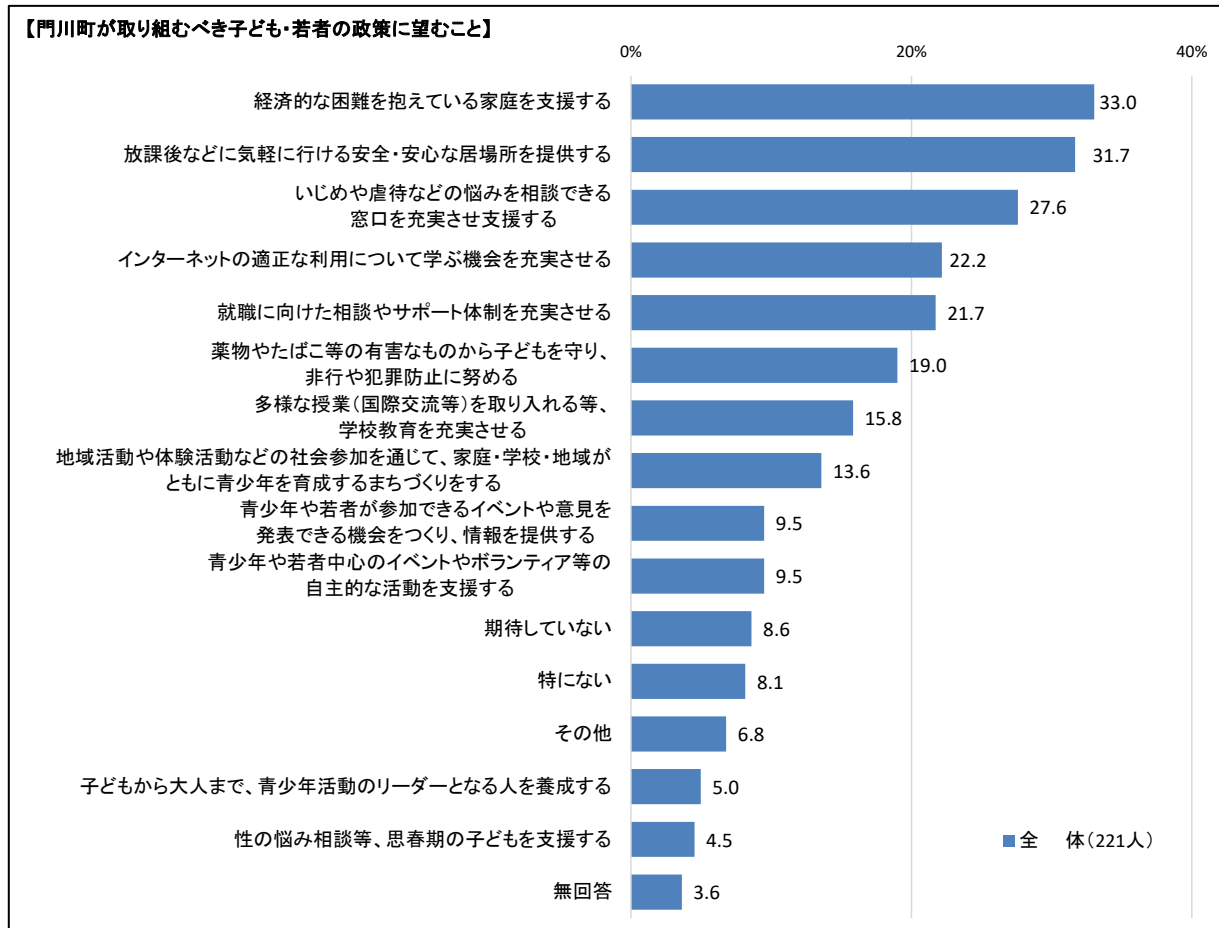
図表 35



ク. 門川町が取り組むべきこども・若者の政策について

「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が最も高く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全・安心な居場所を提供する」となっています。

図表 36

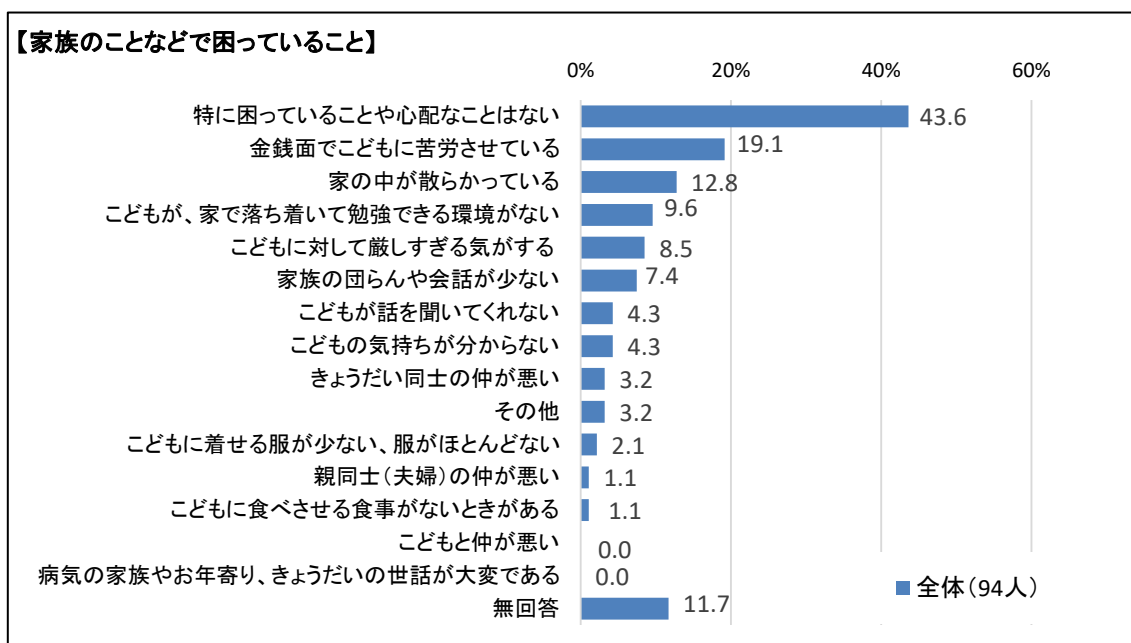


③ 中学3年生保護者調査

ア. お子さまや家族のことなどでの困りごとや心配ごとについて

「特に困っていることや心配なことはない」の割合が最も高く、次いで「金銭面でこどもに苦労させている」となっています。

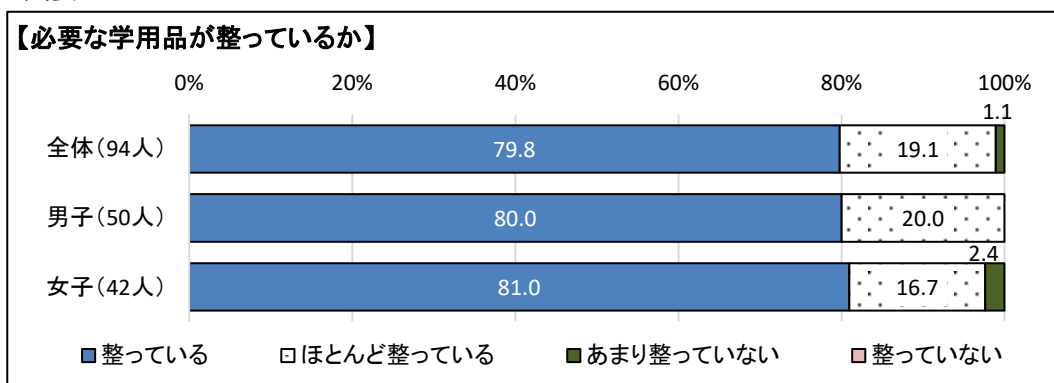
図表 37



イ. 必要な学用品が整っているか

全体で、「整っている」「ほとんど整っている」の割合が 98.9%となっています。

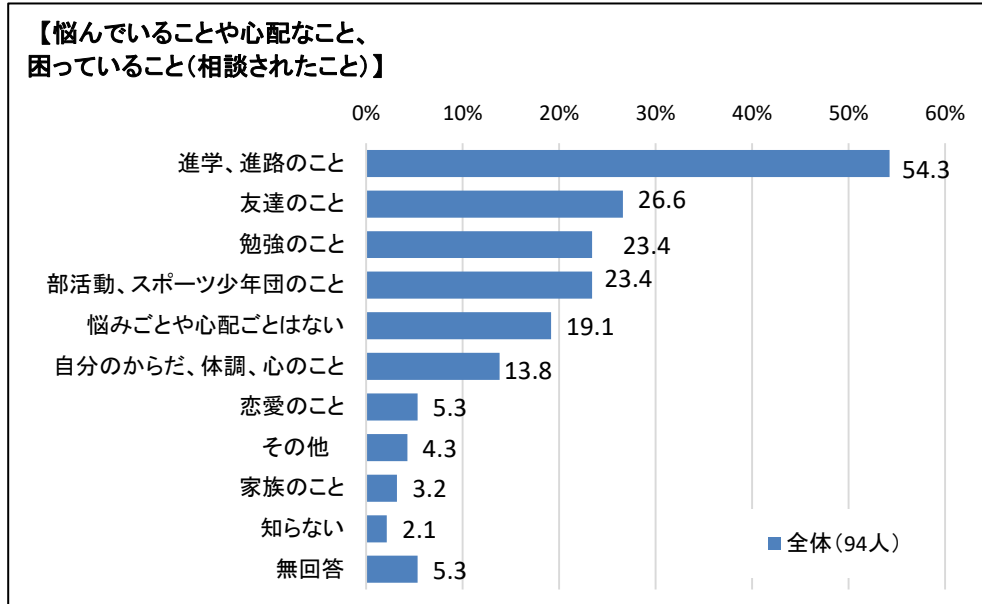
図表 38



ウ. 今悩んでいることや心配なこと、困っていること（相談されたこと）について

「進学、進路のこと」の割合が最も高く、次いで「友達のこと」となっています。

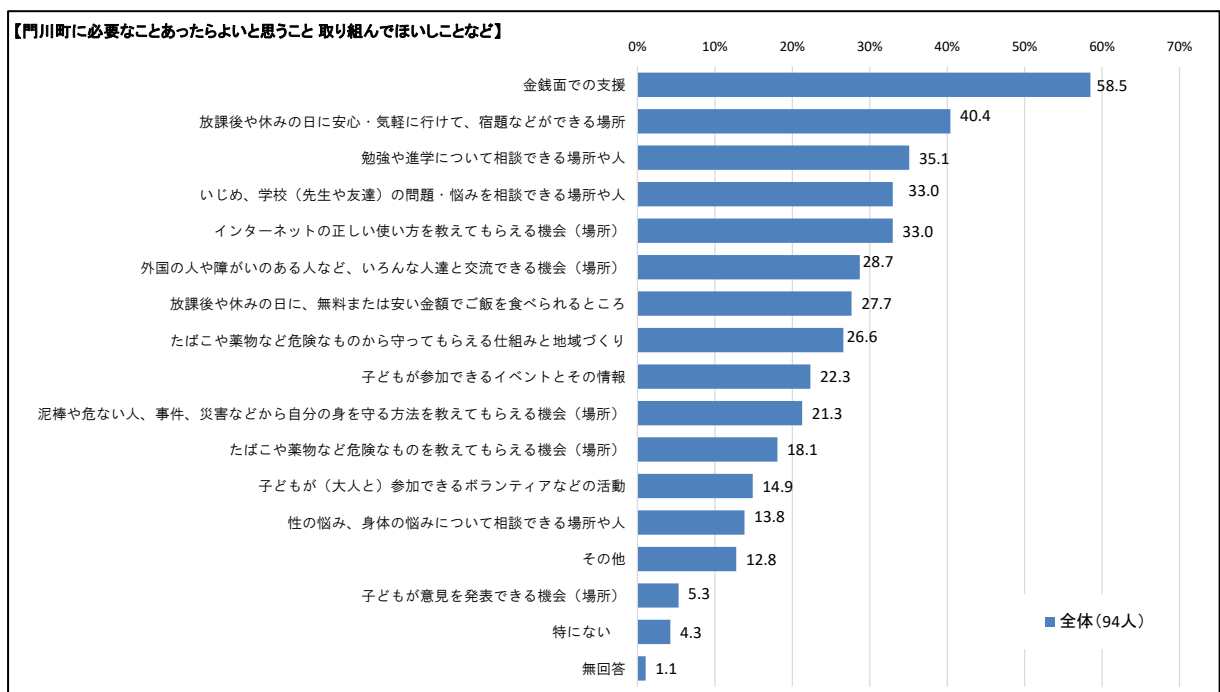
図表 39



エ. 暮らしに関して、門川町に必要なことなどについて

こどもや皆様の暮らしに関して、門川町に必要なこと、あったら良いと思うこと、門川町に取り組んでほしいことについては、「金銭面での支援」の割合が最も高く、次いで「放課後や休みの日に安心・気軽に行けて、宿題などができる場所」となっています。

図表 40



第2章

「第2期子ども・子育て支援事業計画」 最終評価

第2章「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価

1 点検・評価

（1）評価判定の基本的な考え方

門川町では、内部評価（担当部署課による個別事業の成果確認）を実施し、総合評価として、個別事業を束ねた施策レベル、さらに計画全体の評価を実施しました。

これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を、利用者の拡大策の推進に向けた検討や今後の事業の方向性の再検討等に活用します。

（2）評価の方法

① 内部評価

施策ごとに担当部署が評価基準の指標に基づき、各事業の「進捗度」「達成度」「利用状況把握度」を評価します。

【評価基準】

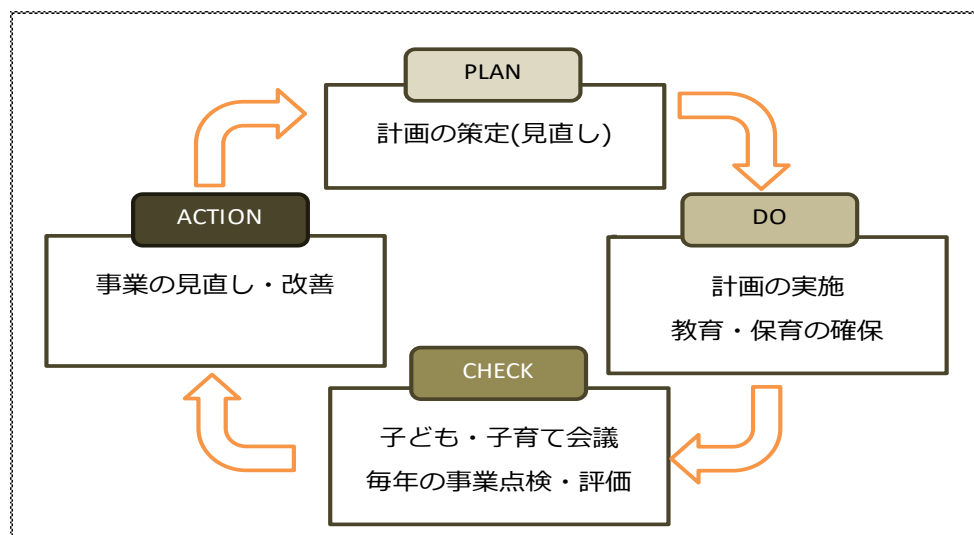
判定	進捗度	達成度
A	十分に推進されている	十分に達成されている
B	概ね推進されている	概ね達成されている
C	あまり推進されていない	あまり達成されていない
D	推進していない	達成していない
E	中止、廃止	中止、廃止

判定	利用状況把握度
A	十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
B	概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
C	あまり利用状況の把握はされていない
D	利用状況の把握ができない、もしくは利用されているが把握していない
E	中止、廃止

(3) 総合評価の判定方法について

「総合評価」の判定方法は次のとおりです。

- A**：「推進」「達成」「利用状況把握度」の全てにおいてA判定である。
A： 事業が完了している
- B**：「推進」「達成」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がA判定である。
B：「推進」「達成」「利用状況把握度」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。
B： 全てにおいてB判定である。
- C**：「推進」「達成」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がB判定以上である。
C：「推進」「達成」「利用状況把握度」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つはC判定である。
C： 全てにおいてC判定である。
- D**：「推進」「達成」「利用状況把握度」のうち、2つ以上がC判定以上である。
- E**： 事業中止もしくは事業廃止されている。



2 内部評価の実施について

(1) 施策体系

本計画の第5章（法定事業）及び第6章（法定外事業）の施策体系は次のとおりです。
これらの基本目標ごとに設定された個別事業について最終評価を実施しました。

基本理念	すべての子どもが安心して成長できるよう、 地域で支え合い、笑顔があふれる子育てのまち門川町
基本的視点1	家庭や地域における子育て支援の充実
基本的視点2	安心して子育てできる切れ目ない支援体制づくり
基本的視点3	子どもの育ちを支える環境の整備
基本的視点4	仕事と子育ての両立の推進
法定事業	項目
量の見込みと確保方策	1 教育・保育提供区域の設定 2 児童人口推計 3 今後5年の主要事業の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方 4 教育・保育の量の見込みと確保の内容 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
法定外事業	項目
基本目標1 地域における子育て支援の推進	1 地域における子育て支援の推進 2 地域における子育て支援サービスの充実 3 子育てに係る経済的負担の軽減 4 子育て支援ネットワークづくりの推進 5 子どもの健全育成活動の推進 6 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画 7 特定教育・保育施設のサービス評価
基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進	1 母親と子どもの健康の確保 2 食育の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 2 家庭や地域の教育力の向上 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 2 仕事と子育ての両立の推進
基本目標6 子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 被害に遭った子どもの保護の推進 4 安全な道路交通環境の整備 5 安全・安心のまちづくりの推進
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実 2 障がい児施策の充実 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進 4 子どもの貧困対策事業

(2) 内部評価表

下記は、第2期子ども子育て支援事業計画の基本目標ごとに設定された個別事業の最終評価表です。

【基本目標1】地域における子育ての推進

【基本目標1】地域における子育て支援の推進									
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	推進度	利用度	達成度	令和6年度最終総合評価	令和5年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
1 地域における子育て支援の推進									
(1) 時間外保育	福祉課	町内保育所2園、認定こども園5園にて実施した。	A	A	A	A	A	町内保育所2、認定こども園4施設で実施した。	継続する
(2) 放課後児童健全育成事業	福祉課	委託にて町内5か所に開設した。	A	A	A	A	A	小学校全学年を対象に拡充をした。待機児童はいなかった。	実施場所を確保し継続する
(3) 子育て短期支援事業	福祉課	委託2か所	B	A	D	D	D	必要とする利用者がいなかった。	継続する
(4) 地域子育て支援拠点事業延長保育事業	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
(5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	福祉課	町内幼保型認定こども園において実施	B	B	B	B	B	町内5園において実施。	継続する
(6) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外	福祉課	町内幼保型認定こども園において実施	B	B	B	B	B	町内5園において実施。	継続する
(7) 病児保育事業	福祉課	利用料の助成を行った	A	A	A	A	A	10月から利用料の助成を行った	継続する
(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学後)	福祉課	子育て人づくりセンターにおいて実施した。	A	A	A	A	A		継続する
(9) 利用者支援事業(新規事業)	福祉課	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)において実施した。	A	A	A	A	A		こども家庭センターとして継続する
(10) 妊婦健康診査事業	健康長寿課	母子健康手帳交付に妊婦健診の説明、助成券を渡している。	A	A	A	A	A	全額助成となり、対象者全員に渡せている。	継続する。
(11) 養育支援訪問事業	健康長寿課	産褥期の母子、未熟児、多胎児等への支援、養育者の身体的・精神的不調への相談支援を実施。	A	A	A	A	A	対象者全員に実施している。	継続する。
2 地域における子育て支援サービスの充実									
(1) ファミリー・サポート・センターの設置	福祉課	子育て人づくりセンターにおいて実施した。	A	A	A	A	A		継続する
(2) 通常保育	福祉課	町内の公立保育所1園、私立保育所1園、私立認定こども園5園で保育を実施。	A	A	A	A	A		継続する
(3) 延長保育事業	福祉課	町内の幼児教育・保育施設6園で実施している。	A	A	A	A	A		継続する
(4) 休日保育	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
(5) 夜間保育	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
(6) 放課後児童健全育成事業	福祉課	小学生全学年を対象に町内5箇所の児童クラブを開設。	A	A	A	A	A	小学校全学年を対象に拡充をした。待機児童はいなかった。	実施場所の確保が課題
(7) ショートステイ事業	福祉課	委託2か所	B	D	D	D	D	必要とする利用者がいなかった。	継続する
(8) トワイライトステイ事業	福祉課	委託2か所	B	D	D	D	D	必要とする利用者がいなかった。	継続する
(9) 病児・病後児保育事業(病児・病後児対応)	福祉課	利用料の助成を行った	A	A	A	A	A	10月から利用料の助成を行った	継続する
(10) 病児・病後児保育事業(体調不良時対応)	福祉課	利用料の助成を行った	A	A	A	A	A	10月から利用料の助成を行った	継続する
(11) 一時預かり保育事業	福祉課	町内の幼児教育・保育施設6園で実施している。	A	A	A	A	A		継続する
(12) 特別保育事業	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	D	事業実施なし	誰でも通園制度へ移行を検討
(13) つどいの広場事業	福祉課	子育て人づくりセンターにおいて実施した。	A	A	A	A	A		継続する
(14) 地域子育て支援センター事業	福祉課	子育て支援センターで実施した。	A	A	A	A	A		継続する
(15) 家庭訪問支援事業(子ども家庭支援員)	福祉課	子ども家庭支援員を配置した	B	B	B	B	B	子ども家庭支援員を配置した	こども家庭センターとして継続する
(16) 幼稚園預かり事業	福祉課	幼稚園が休園中	D	D	D	D	D	休園中	継続する
(17) 子育て支援総合コーディネート事業	福祉課	子育て人づくりセンターにおいて実施した。	A	A	A	A	A		継続する
(18) 子育て人づくりセンター設置事業	福祉課	継続して事業にに取り組んでいる。	A	A	A	A	A		継続する
(19) 子育てポータルサイトの開設	福祉課	町のHPを活用し、子育て支援に関する情報を掲載している	A	A	A	A	A		継続する

第2章 「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価

【基本目標1】地域における子育て支援の推進									
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	推進度	利用率	達成度	令和6年度最終総合評価	令和5年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
	(20)子育て応援フェスティバル	福祉課	門川町総合文化会館等で実施した。	A	A	A	A	R5.5.20にハイハイ競争、R5.5.28にファミリーコンサートを開催した。	親子で楽しめるイベント等を企画する。
	(21)子育てマップ・子育てガイドブックの作成、配布	福祉課	子育てガイドブックを作成し、出生届時や転入届時に窓口で配布している。	A	A	A	A		継続する
	(22)特定教育・保育施設の整備	福祉課	利用人数に応じた適切な整備に取り組む必要がある。	A	A	A	A	利用人数に応じた適切な施設設備が必要である。待機児童はいない。	継続する
3 子育てに係る経済的負担の軽減									
	(1)児童手当	福祉課	25,130名、284,980,000円を支給した。	A	A	A	A	町民課等と連携し、制度案内～申請をスムーズに行った。	引き続き町民課等と連携し実施する。
	(2)児童扶養手当	福祉課	204名、16,969,820円を支給した。	A	A	A	A	町民課等と連携し、制度案内～申請をスムーズに行った。	引き続き町民課等と連携し実施する。
	(3)子ども医療費助成事業	福祉課	35,377件、65,807,549円を助成した。	A	A	A	A	町民課等と連携し、制度案内～申請をスムーズに行った。	引き続き町民課等と連携し実施する。助成対象年齢を拡充する。
4 子育て支援ネットワークづくりの推進									
	(1)地域子育て支援サービス等のネットワーク形成	福祉課	既存ネットワークを活用した	B	B	B	B	既存ネットワークを活用した	継続する
5 子どもの健全育成活動の推進									
	(1)放課後や週末等の居場所づくりの推進	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
	(2)児童ふれあい交流促進事業	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
	(3)児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	福祉課	会議、研修会、児童虐待啓発活動を実施した。	A	A	A	A	気になる家庭がある場合の情報提供、支援が必要な家庭への配慮など連携が取れている。	継続する
	(4)少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	福祉課	学校、児相等と連携し対応した。	A	A	A	A	要保護児童対策地域協議会で対策をしている。	継続する
6 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画									
	(1)放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	福祉課	令和5年度より1～6年生まで受入を拡充している。	A	A	A	A	待機児童なし	継続する
	(2)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(3)放課後子ども教室の2023年度までの実施計画	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(4)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(5)小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(6)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉課の具体的な連携に関する方策	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(7)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
		福祉課		B	A	B	B	事業実施なし	
	(8)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
		教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(9)各放課後児童クラブが、放課後クラブの役割をさらに向上させていくための方策	福祉課	事業実施なし	B	A	B	B	事業実施なし	継続する
		教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
	(10)上記放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う
		教育課	事業実施なし	D	D	D	D		
7 特定教育・保育施設のサービス評価									
	(1)特定教育・保育施設のサービス評価	福祉課	事業実施なし	D	D	D	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う

第2章 「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価

【基本目標2】母親と子どもの健康の確保及び増進

【基本目標2】母親と子どもの健康の確保及び増進									
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	令和6年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
1 母親と子どもの健康の確保									
(1)妊婦健康診査	健康長寿課	妊娠届出の母子手帳交付時に妊婦健康診査の重要性を説明すると同時に助成券を渡している。		A	A	A	A	R6年度より費用全額助成となった。	継続する。
(2)乳幼児健康診査	健康長寿課	乳児前期後期、1歳6ヶ月児、2歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児に対して乳幼児健診を実施。		A	A	B	B	1.6歳、2歳歯科、3歳健診において、受診率が例年比20%低下している。	母子保健推進員、保健師による個別受診勧奨を継続する。
(3)乳幼児の予防接種	健康長寿課	麻疹風疹接種率 Ⅰ期:93.5% Ⅱ期:94.3%		A	A	C	C	国の接種目標(95%)に到達していない。	電話、郵送、就学時健診での個別受診勧奨を継続する。
(4)健康相談事業(1歳児健康相談)	健康長寿課	第1子を対象とし、心身の発育及び歯科、栄養について個別相談指導を実施。		A	A	B	B	受診率が100%ではない。	母子保健推進員、保健師による個別受診勧奨を継続する。
(5)健康相談事業(電話相談)	健康長寿課	乳幼児の健康に関する電話相談があれば受けている。		B	A	B	B	広報活動はしていないが、相談があれば対応している。	継続する。
(6)各種教室(ベビービクス)	健康長寿課	乳児前期健診、乳児後期健診の待ち時間に実施している。		A	A	A	A	好評を得ている。	継続する。
(7)ことばの教室(チューリップ教室)	健康長寿課	言葉に不安がある子ども達を対象に、予約制で個別指導を実施している。		A	A	A	A	健診、相談等からつなげ、継続支援が行えている。	継続する。
(8)育児等健康支援事業(むし歯予防)	健康長寿課	1歳半、2歳歯科、3歳歯科健診でのフッ素塗布及び、保育所・幼稚園等でのフッ化物洗口の全園実施。 1歳健康相談で歯科衛生士による1対1での仕上げみがき実技指導を実施。		A	A	A	A	乳幼児健診、保育園・幼稚園等にて歯科保健指導を実施できた。	継続する。
(9)母子健康診査等事業 (母子保健推進員による訪問)	健康長寿課	第2子以降を対象に母子保健推進員による赤ちゃん訪問を実施。		E	E	E	E	R5年度より乳児家庭全戸訪問事業として、保健師、助産師、看護師による訪問を行っている。	母子保健推進員による訪問は中止。
(10)地域保健事業(健診・予防接種うり程表配布)	健康長寿課	年度末に次年度の日程表を就学前の児がいる全世帯に配布。転入者や出産者に、住民票異動時や出生届時に配付。		A	A	A	A	対象者すべてに届けているが、希望があれば追加で渡し、周知を行っている。	継続する。
(11)3歳児健診前園訪問事業	健康長寿課	3歳児健診前に希望のあった園に対し、保健師による訪問を行っている。		A	A	B	B	フォローアップ教室や医療機関、療育に必ずしもつながらない。	幼稚園教諭や保育士の協みに対することは門川っ子部会と協力していきたい。
(12)保育園等訪問事業	福祉課	専門職と関係課職員が園を訪問し、要配慮の乳幼児の把握や保育士の相談に応じた。		A	A	A	A	専門職と関係課職員が園を訪問し、要配慮の乳幼児の把握や保育士の相談に応じた。	継続する
	教育課			B	A	B	B		
2 食育の推進									
(1)離乳食教室(産婦対象)	健康長寿課	参加者が集まらず2回中止となり、4回実施。別途「離乳食おやつ教室」を1回実施した。		A	A	B	B	参加者の満足度は100%であった。第2子以降の参加者も増加。	webからの申込を可能にし、健診時の集団栄養指導時に周知していく。
(2)子ども健康チャレンジ塾(小中学生対象)	健康長寿課	小学3年生を対象に講話と調理実習、中学1年生を対象に講話を実施した。		A	A	B	B	調理実習を含めた実施を再開できた。	継続する。
(3)親子料理教室(親子)	健康長寿課	実施していない。		D	A	C	D	コロナ自粛明け後、実施再開の体制が整わなかった。	関係各所に協力を得て企画、実施していく。
(4)食育計画の推進	健康長寿課	できる範囲で実施している。		B	B	B	B	町内イベントに合わせて啓発活動を実施した。	中間評価にむけ、担当者での進捗状況や今後の取組について協議していく。
3 思春期保健対策の充実									
(1)心と体の教室	教育課	小学校高学年を対象に薬物乱用防止に関する学習を行った。		B	B	A	B	薬物についての知識を深めることができ、薬物乱用防止に一定に成果が見込まれる	継続して学習を行っていく。
(2)健康教育大会	教育課	令和5年度はメディアに関する健康教育大会を郡内町村で開催した。		B	B	A	B	テーマに沿って一定の成果を上げることができた。	令和6年度はオンラインにて事業を実施した。今後は、より効果的な開催方法など、事業のあり方を検討する必要がある。
4 小児医療の充実									
(1)小児医療の充実	健康長寿課	町内小児科1ヶ所、小児科医師2名で外来・入院対応。		A	D	A	C	広域小児科や緩急病センター運営の維持ができています。	平日昼間の受診について周知しているといふ。
(2)小児救急医療電話相談の周知	健康長寿課	出生届時に情報提供を実施。		A	D	A	C	出生届時に、周知継続している。	継続する。

第2章 「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備									
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	推進度	利用度	達成度	令和6年度 最終総合評価	令和6年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備									
(1) 学校運営協議会の設置		教育課	町拡大学校運営協議会の実施により町の目指す方向性を確認するとともに各学校の運営の充実につなげることができた。	A	A	A	A	町拡大学校運営協議会で町内学校の情報交換だけでなく、研修も行うことができた。	各学校の学校運営協議会の連携以外に関係機関との連携も図る必要がある。
(2) 生活指導の充実		教育課	各学校と連携を図りながら個別の案件について、その都度適切に対応してきた。また、教育支援センターと連携を図りながら不登校児童生徒への学力保障及び居場所の確保に努めてきた。	B	B	B	B	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター支援員等と連携しながら、不登校児童生徒の学力保障及び居場所の確保につなげることができた。	全国と同様、本町小中学校においても不登校児童生徒数は増加傾向にあるため、今後も継続して不登校児童生徒への支援に努めていく必要がある。
(3) 児童生徒の確かな学力の向上		教育課	学力向上プロジェクト委員会での協議を通して、町の課題の解決に向けた共通理解・実践につなげることができた。	B	B	B	B	学力向上に向けた取組について、町内で足並みをそろえることができた。	授業力の基盤を支える学級経営や人間関係づくりにも注力する必要がある。
(4) 特別支援教育の充実		教育課	チーフコーディネーターやエリアコーディネーターを活用し、教育に関する相談や特別支援教育支援員の充実を図ることができた。	A	B	B	B	特別支援教育支援員に対する研修を行うことができた。継続した支援が必要である。	教育支援委員会の在り方について考え、関係機関とのさらなる連携を図る必要がある。
(5) 教員の指導力の向上		教育課	学校訪問を通して授業づくりの在り方について指導できた。	B	B	B	B	各学校の課題を明確にし、解決策について助言できた。	学校訪問のねらいや回数等の見直しを図る必要がある。
2 家庭や地域の教育力の向上									
(1) ブックスター事業		教育課	後期乳児健診時に読み聞かせを行い、絵本2冊を配布した。110名	A	A	A	A	後期健診を欠席し再健診を受ける乳児に対しても読み聞かせを行い対象児全てに絵本を配布した。	健診の待ち時間の利用ではなく、ブックスターの趣旨を理解してもらう取組が必要。
(2) 家庭教育学級(各種講座)		教育課	R5講座回数 門川小8回、草川小7回、五十鈴小7回、門川中5回	B	B	B	B	町内小・中学校にて家庭教育学級を設け、年5～8回の取り組みの中で、各家庭での教育を支援することができたため	前年度同様、町内小・中学校に家庭教育学級を設営し、各家庭での教育を支援する。
(3) スポーツ少年団の支援		教育課	町スポーツ少年団本部へ補助金交付。ブロック大会、中央大会、文化祭体育の部実施。	A	A	A	A		
(4) 地元伝承芸能の伝承活動		教育課	五十鈴白太鼓踊り、門川神楽、庵川ばんばの各団体へ補助金交付	B	B	B	B	地元伝承芸能の伝承活動としては、各伝承芸能実施団体に対し、活動補助を行い、それぞれの団体の活動を側面から支援することができたため。	前年度同様、各伝承芸能実施団体に対し、活動補助を行い、支援する。
(5) 少年の立ち回りサポートチームの結成推進		教育課		D	D	D	D		
(6) 野外活動の推進		教育課		A	A	A	A		
(7) 学校運営の側面的支援		教育課	学校が行う多様な活動に対して2名の地域学校協働活動推進員を配置し人材のコーディネート等を行っている。	A	A	B	B		
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進									
(1) 子どもたちを有害図書等から守る取組	教育課	県実施の、店舗への有害図書立ち入り調査に同行(1回/年)	B	B	B	B	B	対策は行えている。また、有害図書を取り扱う施設が少ない。	有害図書の数は減少している。しかし、多媒体での接触を減らす取り組みが必要だと感じる。
	総務課		C	D	D	D	D	推進が図れなかった	関係課と協力しながら対策を検討する
(2) インターネットに係る犯罪被害の防止対策	教育課		C	C	C	C	C	各学校におけるインターネットによる問題行動等がまだ見られる状況にあるため。	校長会、生徒指導担当者部会等において、被害防止対策について周知徹底を図っていく。
(3) 犯罪被害の防止対策	教育課	青少年指導員による夜間パトロールの実施	B	B	B	B	B	夜間パトロールを通じて、青少年の非行を未然に防ぐことができたため	前年度同様、夜間パトロール等を行い青少年の非行防止を図る。

第2章 「第2期子ども・子育て支援事業計画」最終評価

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備								
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	推進度	利用度	達成度	令和6年度最終総合評価	令和5年度の評価理由 令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
1 良質な住宅の確保								
	(1)ゆとりある町営住宅の改築・建替	建設課	住戸改善4戸	B	A	B	B	門川長公営住宅等長寿寿命化計画に基づき事業を実施し、概ね事業計画が達成されている。 今年度、門川町公営住宅等長寿寿命化計画の見直しを行っており、今後は改定された新しい門川町公営受託等長寿寿命化計画に基づき実施していく。

【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進

【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進						
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	令和6年度最終総合評価	令和6年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し						
	(1)「ワーク・ライフ・バランス社会」の展開を推進するための広報・啓発・情報提供等	地域振興課		D		創業支援事業補助金では、子育て世代や女性の申請も多く多様な働き方への支援を行っている。
2 仕事と子育ての両立の推進						
	(1)仕事と子育ての両立のための社会的資源の整備	福祉課	保育事業や放課後児童クラブの実施により整備を図った。	B	委託により子育て支援センター事業や放課後児童健全育成事業を行った。	継続する
	(2)仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催	福祉課	事業実施なし	D	事業実施なし	7年度以降は見直しを行う

【基本目標6】子ども等の安全の確保

【基本目標6】子ども等の安全の確保						
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	令和6年度最終総合評価	令和6年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や令和7年度からの方針
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
	(1)交通安全教室の開催	教育課	各学校で開催した。	A	各学校において交通安全教室を開催したことで、児童生徒の交通安全に関する意識を高めることができた。	今後も各関係機関と連携を図りながら、交通安全教室を開催し、児童生徒の交通安全に関する意識を高めていく。
		総務課		A	日向地区交通安全協会と協力し活動することができた	今後も日向地区交通安全協会と協力し活動を推進する
	(2)交通安全グッズの配布	総務課	全国交通安全運動といきいきまちフェスティバルでの啓発品の配布	A	交通安全の啓発を積極的に実施できた	今後も全国交通安全運動や各種イベントにて配布を行い啓発する
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進						
	(1)子ども110番「おたすけハウス」の普及啓発	教育課		B		
	(2)生徒指導の充実	教育課	学校安全連絡協議会や防災主任会を実施するなど、各学校における学校安全教育の充実につなげることができた。	C	関係機関と連携を図りながら、役割を明確にしながら取組を推進できた。	学校安全については、防災的な視点から生活安全や交通安全の充実につなげる必要がある。
		総務課		D	推進が図れなかった	関係課と協力しながら対策を検討する
	(3)子ども見守りネットワーク推進会議の活動	福祉課	子どもの登下校時の交通安全活動や子どもたちの様子や体調面に気を配り活動している。	A		継続する
		教育課	小中学校登下校時の見守り活動を実施した。	A		
		総務課		D	推進が図れなかった	関係課と協力しながら対策を検討する
3 被害に遭った子どもの保護の推進						
	(1)被害に遭った子どもの保護の推進	福祉課	児相等の関係機関と連携し、対応した。	A	事案が発生した場合には関係機関と連絡を密にし、被害のあった子どもの保護を心がけている。	継続する
		教育課	スクールソーシャルワーカーやスクールサポーターを活用し、事案に応じ関係機関と連携した対応を行った。	A	学校、児童相談所、社会福祉協議会等と連携しながら、それぞれの案件について、迅速かつ丁寧に対応することができた。	今後も各関係機関と連携を図りながら、迅速かつ丁寧な対応に努めていく。
4 安全な道路交通環境の整備						
	(1)歩道整備事業	建設課	舗装修繕 A=50m2 防護柵設置 L=62.1m	B	通学路交通安全プログラムにより、要対策箇所への対応を概ね計画に基づき実施できている。	引き続き通学路安全プログラムにより現地等の調査・立会を行い、安全対策に努める。
5 安全・安心のまちづくりの推進						
	(1)防犯灯の設置	総務課	令和5年度 町設置数：24灯 地区設置：70灯（21地区）	A	各地区からの要望に対応し、防犯灯を設置することができた	今後も町及び地区が管理する防犯灯の設置及び維持管理を推進する

【基本目標7】要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【基本目標7】要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進						
項目	個別事業	担当課	R5年度実績	令和6年度 最終総合評価	令和6年度の評価理由	令和6年度の改善すべき点や 令和7年度からの方針
1	児童虐待防止対策の充実					
	(1) 要保護児童対策事業	福祉課	代表者会1回、ケース会議17回、研修会1回を開催	B	関係機関と連携し、虐待の未然防止や支援に努めている。	引き続き協議会にて関係機関との情報共有を図る。
		教育課	個々のケースに応じ、ケース会議等を行った。	B		今後も関係機関と連携し、ケースに応じて必要な対応を行う。
	(2) 子ども家庭総合支援拠点の整備	福祉課	子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）において実施した。	A		こども家庭センターとして継続する
2	障がい児施策の充実					
	(1) 発達障がいを含めた障がい児への支援	福祉課	障がいの種類に関わらず適切な支援が受けられるよう支援体制の充実を図った	A	保育園等へ訪問し、支援のアドバイスを行ったり、福祉サービスの支給を行った。	引き続き関係機関との連携を強化する。
	(2) 放課後児童クラブにおける軽度の障がい児（LDやADHDなど）の受け入れ	福祉課	面接時に保護者に確認を行い、受け入れを行った。	A	関係機関と連携し、実施している。	継続して行う。
	(3) 保育所（園）への軽度の障がい児受け入れ	福祉課	軽度の障がい児の受け入れを行った。	A	関係機関と連携し、実施している。	継続して行う。
	(4) 発達障がい児等への総合的教育支援事業	教育課	特別支援教育支援員を配置し対応した。	B	町内全学校に特別支援教育支援員を配置している。また、就学前相談会を実施することで早期からの支援につなげることができた。	早い段階での教育相談を行うことで就学後の支援につなげるとともに、支援が必要な児童の早期発見に努める。
	(5) 適切な医療・福祉サービスの充実	福祉課	必要とされるサービスを把握し、対応するため、事業所や周辺市町村と連益して支援の充実を図った。	A	医療的ケアコーディネーターを配置し、支援体制の強化を図る。	関係機関との連携を強化し、対象者の把握をする。
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進					
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付	福祉課	北部福祉こどもセンターにおいて実施	A	関係機関と連携し、実施している。	継続する
	(2) ひとり親家庭に対する相談体制の充実	福祉課	現況届時にひとり親家庭に対する支援策が掲載されたチラシを配布した。	B	相談があった際にはその都度対応し、必要な支援につなげている。	継続する
	(3) ひとり親家庭医療費助成事業	福祉課	ひとり親家庭の児童及び父母に対し、医療費自己負担額から1,000円を引いた額を助成。	A	児童扶養手当の申請時に合わせて制度案内を行っている。	継続する
4	子どもの貧困対策事業					
	(1) 子どもの生活・学習支援	福祉課	事業実施なし	D	事業実施なし	継続する
		教育課	教育支援センターを設置運営し、学習支援を推進している。	B	学校や県教育委員会等と連携を図りながら支援を必要とする児童生徒へ学習支援を行ってきたことで、当該児童生徒の学習意欲を高めることができた。	今後も各関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする家庭の早期把握に努めるとともに、当該児童生徒に必要な学習支援及び生活支援を行っていく。
	(2) 子ども食堂支援	福祉課	町内の子ども食堂に対し、県からの情報提供を行った。	C		継続する
		地域振興課	なし	D		かどがわスマイル応援事業補助金の補助対象事業の1つに「子どもの健全育成推進に関する事業」を規定しているため、新規の子ども食堂事業が展開されれば補助金支援の対象になりえると考える。
	(3) 保護者の就労自立支援	福祉課	県や母子会と連携し、就労相談につなげた。	B	関係機関との連携を継続する。	継続する
	(4) 子育て世帯への経済的支援	福祉課	子ども医療費助成制度や児童手当制度により経済的支援を行った。	B		継続する

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

『すべてのこどもが 笑顔あふれる未来を築く
希望のまち門川町』

本計画の基本理念には、すべてのこどもが自分らしく成長し、希望に満ちた未来を創造できるようなまちにしたいという願いを込めています。

2 基本目標

門川町では、基本理念を実現するため、4つの基本目標を掲げて施策を推進します。

【基本目標1】「こどもまんなかのまちづくり」

こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者が権利の主体であることを周知し、意見を聞く機会の充実を目指します。

また、相談支援体制を充実し、こども・若者が安全に安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

【基本目標2】「こども・若者が健やかに育つまちづくり」

ライフステージに応じた施策

こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、各ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を目指します。

【基本目標3】「地域がつながるまちづくり」

子育て当事者への施策

子育てに対する負担や不安の軽減を図るための経済的支援や地域全体でこどもを育てる環境づくり、及び仕事と子育てを両立するための環境づくりを目指します。

【基本目標4】「支援が必要なこども・若者を支えるまちづくり」

困難な環境にあるこども・若者への支援

社会的支援を必要とするこども・若者やその家庭が抱える課題に対応するため、関係機関が連携による支援を推進します。

3 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、施策の体系を次のとおり整理し施策を展開します。

基本理念	すべてのこどもが 笑顔あふれる未来を築く 希望のまち門川町
------	-------------------------------

【基本目標 1】	こどもまんなかのまちづくり
【基本目標 2】	こども・若者が健やかに育つまちづくり
【基本目標 3】	地域がつながるまちづくり
【基本目標 4】	支援が必要なこども・若者を支えるまちづくり

施策の展開 (第4章)	基本目標	具体的施策
	基本目標 1 こどもまんなかの まちづくり	(1) こども・若者が権利の主体であることの普及啓発 (2) 相談支援体制の充実 (3) こども・若者が安全・安心に過ごせるまちづくりの 推進
	基本目標 2 こども・若者が健やかに 育つまちづくり	(1) 妊娠中から小学校就学前までの支援 (2) 幼児教育・保育環境の充実 (3) 学校教育の充実 (4) こどもの居場所づくり (5) いじめ防止対策や不登校のこどもの支援 (6) 遊びや体験活動の推進 (7) 若者への支援
	基本目標 3 地域がつながる まちづくり	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) ひとり親家庭への経済的支援 (4) 子育て支援情報の発信と DX の推進 (5) 仕事と子育ての両立支援の推進
	基本目標 4 支援が必要なこども・ 若者を支えるまちづくり	(1) こども・若者の困窮対策 (2) 障がいのあるこどもへの支援の推進 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援の推進



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向け設定した基本目標を達成するための施策を展開します。

基本目標1 こどもまんなかのまちづくり

(1) こども・若者が権利の主体であることの普及啓発

【現状と課題】

- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもたちの権利の擁護が図られ、こどもの意見が尊重される社会の実現を目指していくことが求められています。
- 「こども・若者意識と生活に関する調査」（以下、「こども若者調査」という。）では、門川町が取り組むべき政策において、「こどもや若者が意見を発表できる機会」は、低くなっています。
- こどもや若者の権利に関する理解や人権教育の推進、及びこどもが自分の意見や思いを伝える機会を提供し、機運の醸成を図ることが必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こども・若者の権利に関する普及啓発	・学校教育において、人権を尊重する意識や態度を育成するとともに、こどもの権利を含む人権教育を行います。 ・各機関と協力し、「人権週間」等における啓発活動を行います。	教育課 地域振興課
要保護児童対策地域協議会	・児童虐待問題への対応力を高めるため、町内のこどもに関わる実務者を対象とした研修会等を開催します。	こども課
こども・若者の意見を聴取する仕組みづくりと施策反映への取組	・こども・若者やその保護者の意見を聴取するため、アンケート等のニーズ調査を行い、計画の中間見直し等に反映します。 ・町長との意見交換の日を開催します。 ・門川町内小・中学校や高等学校の児童生徒の意見を聴く機会を設け、聴取した意見については、効果的な施策の推進に活かします。	こども課 総務課 教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
こども・若者の意見聴取の機会	1回	2回

（２）相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 妊娠・出産から子育て、こどもから若者まで各段階に応じた切れ目のない相談支援を行うことが求められています。
- こども・若者調査では、半数近くが悩みや不安が「ある」と回答しています。また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）では、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「こどものしつけや教育」に関する悩みが大きくなっています。
- こどもや若者と子育て家庭の状況に応じた情報提供や身近な場で気軽に相談できる体制が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こども家庭センターによる相談支援体制の充実	・妊産婦や乳幼児への支援と、児童虐待への対応に取り組みます。 ・こどもや家庭を支援するため、子育てに関する悩みや育児ストレスなどのトラブル解決に向けて適切なアドバイスや支援を行います。	こども課
地域子育て支援拠点による相談支援の充実	・門川町子育て人づくりセンターや門川町子育て支援センターにおいて、親子交流の促進、子育てに関する情報提供などを通じて、子育てに関する相談を受け付けます。	こども課
地域子育て支援サービス等のネットワーク形成	・地域全体で子育てをする環境をつくるため、行政、福祉団体、地域、教育機関等が協力し、子育て家庭の支援に取り組みます。	こども課 福祉課
こども・若者の自殺対策の推進	・命の大切さや社会において直面する様々な困難や、ストレスに対する対処方法を身につけるための教育を推進します。 ・悩みやつらさなど強い心理的ストレスに対して助けの声をあげることができる支援体制の充実を図ります。	町民健康課 教育課
教育研究所、教育支援センター等による相談体制の強化	・教育研究所、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家による児童生徒が抱える問題解決にむけ、相談体制を強化します。	教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
困りごと・悩みを相談できる人がいる割合（子ども・若者意識調査）	いる 91.0%	いる 95.0%

（３）こども・若者が安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

【現状と課題】

- こども・若者を狙った犯罪や危険な交通事故からこども・若者を守るための対策の強化が求められています。
- こども若者調査では、門川町が取り組むべき政策において、「安全・安心な居場所の提供」や「インターネットの適正な利用を学ぶ機会の充実」の回答が高くなっています。
- 地域と行政が協力し、関係機関との連携のもとで、こども・若者の安全と安心の確保が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
まちの安全な道路 交通環境整備と交通安全対策の推進	・こどもの安全な通行を確保するため、学校、警察等と連携して要対策箇所において歩道や防護柵等交通安全対策に取り組めます。 ・定期的な通学路点検を行います。 ・こどもを交通事故から守るため、交通安全街頭活動や安全教育、広報啓発等の交通事故防止対策を推進します。 ・学校等における防犯講話や不審者対応訓練等を通して、危険から自分自身を守る知識や能力を身に付けさせる安全教育を行います。	教育課 総務課 建設課
有害な環境等からの保護と啓発の推進	・有害な情報からこども・若者を守るとともに、インターネットやSNS等の利用に関するルールづくりやモラル教育について家庭教育学級等で取り組みます。 ・性犯罪、性被害防止のための教育を行うとともに、性犯罪・性暴力被害を受けたこども・若者の心身の負担を軽減するため、安心して相談ができるような支援を行います。	教育課
地域でこどもを見守り支援する活動の推進	・地域の中でこどもと保護者が孤立することなく、安心して生活することができるよう、子育てを支える環境づくりを推進します。 ・子育て支援や児童健全育成等の活動を行う団体への支援の実施など、地域ぐるみで支える環境の整備を行っていきます。	こども課 教育課 福祉課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
地区防犯灯 LED 化率	—	100%
小中学校合同の下校時一斉避難訓練の実施	年1回	年1回

基本目標2 こども・若者が健やかに育つまちづくり

(1) 妊娠中から小学校就学前までの支援

【現状と課題】

- 妊娠から小学校就学前までの切れ目のない母子保健事業等の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進が求められています。
- ニーズ調査では、就学前児童の保護者において、「妊婦健康診査事業及び乳幼児健康診査」の重要度は高くなっています。
- 安心して出産や子育てできる環境を整えるために関係機関との連携を強化し、健康管理の充実が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
母子の健康管理・維持の充実	・妊娠届出を受けて、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の栄養や生活についての相談など安心して妊娠期を過ごせるよう支援します。 ・妊娠・出産に対する母の不安を解消するとともに、母子の心身の健康の保持、増進のために医療機関等と連携を図ります。 ・定期的な健康診査や妊婦等包括相談支援事業により、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。 ・家庭における健康管理の方法や栄養指導など、子育てに関する情報提供を積極的に行います。	こども課 町民健康課
医療提供体制の充実と相談体制の推進	・小児医療提供体制の維持を図るために県や医療機関と連携して救急医療体制を確保します。 ・休日・夜間等のこどもの急病等に関する相談体制の確保や適正受診の啓発等を行います。	こども課
多様な保育・教育サービスの提供	・宿泊を伴う預かり（ショーツステイ）や休日預かり（トワイライトステイ）等のサービスを関係施設等と連携しながら実施・提供をします。	こども課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
乳幼児健康診査受診率 （乳児健診・1歳6か月健診・3歳児健診）	95%	95%
保育所等むし歯予防 （フッ化物洗口）実施施設数	100%	100%

（２）幼児教育・保育環境の充実

【現状と課題】

- 人間形成の基礎を作る重要な乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが求められています。
- 児童数が減少する一方で、保育所・幼稚園・認定こども園の入所率は、増加しています。
- 保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育施設の整備や充実、保育・教育の質の向上が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こども・子育て施設の充実	・利用者のニーズに応えられるよう、保育所・幼稚園、認定こども園などの保育・教育サービスの充実を図ります。 ・保育所等や放課後児童クラブでの待機児童を出さないための対策や保育施設の安全性の向上を目指して施設の整備・充実を図り、環境の改善に努めます。 ・保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の整備について県と連携して検討を行い、こどもを安心して育てることが出来る環境づくりに努めます。 ・門川町立平城保育所に関し、利用者の利便性や有事の際の避難所としての安全性等、多角的な視点から施設を適切に整備します。	こども課
幼児教育・保育の質の向上	・地域の実情に応じた研修等の受講を促し、保育士の資質の向上に努め、保育・教育の質の向上を目指します。 ・幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」の活用推進を図ります。	こども課
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向け、保育施設や小学校の関係者が連携できるよう体制整備と研修の充実に努めます。 ・架け橋期である５歳児から小学１年生に焦点を当て、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全てのこどもの学びや生活の基盤づくりに努めます。	こども課 教育課

施策名	取組内容	担当課
保育人材の育成・確保・処遇改善	・ 保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得のための制度を県や国と連携して活用します。 ・ 保育人材の安定確保や資質の向上を図るため、処遇改善について国・県への働きかけを行います。	こども課
子育て世帯の保育支援の充実	・ 一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など多様な家庭のニーズに適切に対応できる体制を整備し、充実を図ります。 ・ こどもと子育て家庭が、体験や交流を通して門川町の子育て施策に触れることを目的に子育て応援フェスティバルを開催します。	こども課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
教育・保育施設に係る待機児童数	0人	0人
子育て応援フェスティバルへの参加者	450人	600人



（３）学校教育の充実

【現状と課題】

- 学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、こどもたちが安心して学校生活を過ごし、健やかに成長できる支援が求められています。
- ニーズ調査では、小学生の保護者において、しつけ・教育に関することが悩んでいることの上位となっています。
- 学校・家庭・地域が連携を深め、こどもたちが主体的・対話的に学ぶことにより確かな学力を育み、ICT 機器の活用等の教育プログラムを推進する取組が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
確かな学力を育む教育の推進	・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られた授業を推進します。 ・教職員の資質、能力と専門性の向上を図るため各種研修会への参加を促します。	教育課
コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進	・学校運営協議会を開催し、コミュニティ・スクールの取組を推進するとともに、地域学校協働本部とともに活動し、地域と学校が連携・協働しやすい環境づくりを推進します。	教育課
教育プログラムの充実	・小中学校への ALT 派遣による語学指導を行い、児童生徒の豊かな心を育みます。また、国際的な視野と異文化理解を育むため、外国語教育とグローバル教育を推進します。 ・ICT 機器を活用し、学習意欲の向上や効果的な学びを推進します。 ・総合的な学習の時間等を活用して、地域の人材を講師として招く授業や職業体験活動など特色ある学校づくりを推進します。	教育課
特別支援教育の充実	・必要に応じて特別支援学級を設置し、障がいのある児童の発達や障がいに応じた個別的・継続的支援を行います。また、通常学級においても発達障がい等の児童に対する支援を行います。	教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
タブレット PC を授業の中で活用している割合	81.5%	95%

（４）こどもの居場所づくり

【現状と課題】

- 地域の関係機関の連携のもと、すべてのこどもが相互に人格と個性を尊重しながら、安心して過ごすことのできる様々な居場所が求められています。
- ニーズ調査では、放課後の時間を過ごさせたい場所は、「習い事（塾、スポーツクラブ）」と「放課後児童クラブ」が上位となっています。また、こども若者調査では、門川町が取り組むべき政策において、「放課後にいける安全・安心な居場所の提供」が上位となっています。
- すべてのこどもが安全で安心して過ごせるよう、放課後児童クラブの充実と居場所づくりの推進が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こどもの居場所づくりの推進	・地域の機関と連携をしながら、こども食堂やフードバンク等の取組を支援し、持続可能なこどもの居場所づくりを推進します。	こども課 福祉課
放課後児童対策の取組強化	・放課後や長期休業等においても、児童の健全な育成を図るため、適切な遊びや生活の場所を確保します。 ・放課後児童クラブ待機児童の解消に向け、県と連携しながら活動の場となる施設の改修や職員の処遇改善等の検討を行い、放課後における児童の居場所の確保に努めます。 ・児童の自立性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、地域のニーズに合わせた放課後児童クラブの充実を図ります。	こども課 教育課
スポーツ活動への支援	・スポーツの推進復興を図るため、施設の改修など、こどもが安全にスポーツをすることができるよう施設の整備を行います。 ・こどもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するためスポーツ少年団や各種スポーツ団体への支援を行います。	教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
放課後児童クラブ待機児童数	0 人	0 人
スポーツ少年団加入率	38%	38%

（５）いじめ防止対策や不登校のこどもの支援

【現状と課題】

- 学校においては、いじめや不登校などの課題が深刻化しており、全ての児童生徒が安心して学校に通えるよう連携した支援が求められています。
- こども若者調査では、門川町が取り組むべき政策において、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実と支援」、及び門川町に必要なことにおいて、「いじめ、学校の問題・悩みを相談できる場所や人」が30%前後となっています。
- いじめや不登校の未然防止や早期発見、適切な対処ができるよう専門職の確保と相談支援の強化が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
相談支援体制の強化と人材確保と資質の向上	・いじめや不登校に関する理解を深め、態様に応じた適切な対処ができるよう人材の確保と資質の向上を図ります。 ・教育研究所、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家による相談体制を強化します。 ・不登校の未然防止や早期発見に取り組むため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な対応をすることで、こどもの健全育成に努めます。	教育課
関係機関との連絡体制強化	・「門川町いじめ防止基本指針」に基づき、家庭、学校、地域社会など全ての関係者が一体となって、いじめの未然防止、及び早期発見に努めます。 ・不登校状態にある児童生徒や集団生活になじめないこどもや若者が抱える問題を理解し、学びの場や活動の場所を地域で提供するなどの支援を推進します。	こども課 教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 （小学6年生）	87%	90%
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 （中学3年生）	82%	90%

（6）遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

- こどもの創造性や社会性を育むために、多くの人と関わりながら遊びや体験活動を積み重ねることが求められています。
- 家庭・地域・学校が協働し、それぞれの場面で発達段階に応じた多様な体験を創出することで、こどもの成長を支える環境づくりを推進が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
文化芸術体験機会の推進	・ こどもたちの豊かな感性や創造性を育て、ふるさとに対する誇りや愛着を育むため、文化芸術を体験する機会の創出や発表機会の充実を図ります。	教育課
自然体験・社会体験等の充実	・ 児童生徒の発達の段階に即して、地域や学校と連携、協力した自然活動、社会活動の充実に努めます。	教育課
食育の推進	・ こどもが健康に過ごしていくため、「門川町食育・地産地消推進計画」に基づき、食育計画を策定し、専門的な知識を有する栄養教諭等と連携して推進します。	教育課 町民健康課 こども課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
食育計画を策定し食育を実施している教育・保育施設の割合	100%	100%



（７）若者への支援

【現状と課題】

- 若者が自分で将来を選択し、明るい希望を持って過ごせる社会づくりを進めていくことが求められています。
- こども若者調査では、将来の結婚観について無回答を除いた「是非結婚したい」「できれば結婚したい」の割合が63.3%となっています。
- 結婚を望む若者の希望を叶えることができるよう、出会いの機会づくりの支援や、門川町で出発する若者への支援が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
出逢いの機会づくりの支援	・独身男女の出会いと結婚を支援するため、みやざき結婚サポートセンターへの入会を希望する者に対し入会登録料を助成します。 ・県や広域で実施する出逢いの場（イベント）等へ協力します。	企画戦略課
未来を切り開く若者への支援	・門川町へ移住する若者へ地域情報をSNS等で発信します。 ・移住者への支援金支給や起業費用の支援等を国や県と連携し推進します。	地域振興課
ふるさとでの出発をする若者への支援	・就職活動や起業をする若者の交通費を国や県と連携し、支援します。 ・門川町奨学金を借り入れた者が、町内に居住し続ける場合、奨学金返還額の一部を助成します。	地域振興課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
結婚をしたいと思う若者の割合	63.3%	70%

基本目標3 地域がつながるまちづくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、子育てや教育の経済的負担を軽減することが求められています。
- ニーズ調査では、重点的に行ってほしい子育て支援サービスについて、「諸手当の充実」が最も高くなっています。また、こども若者調査でも、暮らしに関して必要なことについて「金銭面での支援」最も高くなっています。
- こどもの成長に応じた各種手当や助成の支給を通じ、経済的負担の軽減が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
子育て家庭の経済的支援	・全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊婦のための支援給付を行います。 ・子育て中の家庭の生活の安定と全てのこどもの健全育成のため、児童手当を支給します。 ・小学校への入学時に、学用品等を購入するためのお祝い金を支給します。 ・移住者への支援金支給の際、世帯に18歳未満のこどもがいる場合、子育て世帯加算を行います。 ・経済的理由により高等学校等に修学困難なこどもに対し、奨学金を貸与します。	こども課 教育課 地域振興課
子育てに係る経済的負担の軽減	・無償化対象外のこどもの教育・保育利用料について、町独自の負担軽減策を継続して実施します。 ・こどもにかかる医療費の負担を軽減するため、保険診療の患者負担分の一部を助成します。 ・生活が困難な子育て家庭に対し、学習用品や給食費等の費用を援助します。 ・経済的困難な家庭に対し、放課後児童クラブ利用料の一部を減免します。 ・経済的困難であり、子育てに困っている家庭に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。	こども課 教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
ファミリー・サポート・センター利用者数（年間延べ人数）	20人	40人

（２）地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- 安全・安心に子育てできる環境づくりに向けて、施設の整備及び地域における相談や交流の場が求められています。
- ニーズ調査では、重点的に行ってほしい子育て支援サービスについては、「遊び場、遊び指導の提供（子育て支援センター、公園整備、地域活動クラブ等）」が上位となっています。
- 公園等の環境整備はじめ、地域子育て支援サービス等の充実や適切な情報提供を図ることが必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
安全な公園づくりの推進	・安全な遊び場を確保するため、遊具の定期的な点検や修繕、環境美化等の公園整備に努めます。 ・こども・子育て支援機能の強化のため、心の杜近隣公園の改修事業など、整備と環境美化を推進します。	こども課 地域振興課 建設課 教育課
公共施設等の整備と利用の促進	・だれもが安心・安全に過ごせるよう公共施設等の定期点検や修繕等、適切な維持管理に努めます。 ・公共施設等のバリアフリー化について検討します。 ・こどもの図書への関心を高める取組や本を通じた親子の触れ合い、こどもたちへの読み聞かせ等こどもへ読書の習慣を身に付ける取組を推進します。	教育課 財政課
地域子育て支援サービス等のネットワークの形成と推進	・「子育てを応援したい人」と「子育てを手助けしてほしい人」が、ともに会員となり、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 ・民生委員・児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。 ・親子交流の促進、子育てに関する相談や情報提供、交流事業などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ取組を実施します。	こども課 福祉課
地域における居場所づくりの推進	・こどもたちの居場所づくりに取り組む団体をはじめ、地域のこどもや子育て支援する団体のネットワークを構築し、民間主体による居場所の展開を推進します。	こども課 福祉課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
地域でこどもと遊べる場所があると答える割合	—	50%

（3）ひとり親家庭への経済的支援

【現状と課題】

- ひとり親家庭では、収入、こどもの養育など様々な困難に直面しており、その自立に向けた支援の展開が求められています。
- 児童数が減少している一方で、ひとり親家庭の世帯数は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、それぞれの家庭の状況の把握に努め、ひとり親家庭の自立につながるよう適切な支援が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	・生活安定や自立促進のため、児童扶養手当の適切な支給を県と連携し行います。 ・ひとり親にかかる医療費の負担を軽減するため、保険診療の患者負担分の一部を助成します。 ・経済的な自立と児童の福祉増進を図るため、無金利や低金利で長期の資金貸付を県と連携し行います。	こども課
ひとり親家庭に対する相談体制の強化	・ひとり親家庭の抱える子育てや就業に関する相談受付窓口を充実させ、自立支援に必要な情報提供を行います。 ・こども家庭センターにおいて、子育てに関する悩みや育児ストレスなど家庭内でのトラブル解決に向けて適切なアドバイスや支援を行います。	こども課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
ひとり親家庭におけるこどもの高校進学率	—	80%

（４）子育て支援情報の発信とＤＸの推進

【現状と課題】

- 子育てを取り巻く環境にもデジタル化の波は浸透しており、子育てがより楽しく、安全・安心なものとなるよう、デジタル技術を手段として適切に活用していくことが求められています。
- 子育て支援情報を SNS 等により、タイムリーに発信していくとともに、保育現場の安全性と利便性の向上のため、ＤＸ推進が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
子育て支援情報の総合的な提供	・子育て支援に係る必要な支援情報が届くよう町の公式 LINE やホームページなどを活用し、子育て世帯に必要な情報を発信します。 ・門川町内の子育てに関する情報が掲載された子育てガイドブックの周知を図ります。	こども課 総務課
こども政策等のDX推進	・公立保育所等においてＩＣＴ機器の導入による保育・教育の安全性の向上など保育・教育ＤＸを推進します。 ・町立図書館に AI（人工知能）を活用した蔵書探索システムを導入し、図書館の利用を推進するとともに、DXを推進します。	こども課 教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
公立保育所における保育 ICT アプリのダウンロード数（保護者の利用割合）	—	95%



（５）仕事と子育ての両立支援の推進

【現状と課題】

- 男女が共に働きながら安心してこどもを育てられるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。
- ニーズ調査では、子育てに関する悩みについて、「子育てと仕事に関すること」が上位となっています。
- 男性の家事・育児への参画を推進するとともに、育児休業取得を促す支援が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
男性の家事・育児への参画促進	・配偶者の妊娠期から出産に対する男性の関わり方についての理解を深められるような取組を県と連携し、推進します。 ・男性の家事、育児への参画への意義についての理解促進や、性別役割分担意識の解消のための広報・啓発活動を行います。	こども課 総務課 地域振興課
男性の育児休業取得を促すための支援	・男性の育児休暇取得推進について、商工会や企業に対してポスター等で周知を行います。 ・男性従業員が育児休業を取得できるような取組を県と連携し推進します。	総務課 地域振興課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・仕事をしながら、こどもと向き合う時間を確保するため男性の家事、育児への参画の推進を県と連携して取り組みます。 ・妊娠、出産、育児等により就労が難しい子育て世帯の女性を中心に、多様な働き方が選択できるよう、県や企業と連携し取り組みます。	こども課 総務課 地域振興課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
ファミリー・サポート・センター活動件数	128 件	150 件

基本目標4 支援が必要な子ども・若者を支えるまちづくり

(1) 子ども・若者の困窮対策

【現状と課題】

- 子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るために社会全体で解決することが求められています。
- 子ども若者調査では、門川町が取り組むべき施策について、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が最も高くなっています。
- 各種助成等の経済的支援に加え、子どもの進学や相談支援等、様々な支援を重層的に実施することが必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
安定した生活を送るための支援の推進	・教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題解決に向けた支援を行います。 ・子ども食堂やフードバンクなど、地域全体で子ども・若者を見守り支える取組を支援します。 ・生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等経済的支援を県と連携し、行います。	子ども課 福祉課
安心して子どもを出産するための支援の推進	・子ども家庭センターを中心にサポートプランの作成等、課題の解決に向けて、効果的な対策につなげます。 ・経済的な困難を抱える妊婦へ安全な出産をサポートする施設として助産施設の利用をサポートします。	子ども課
子ども・若者の就学と保護者の就労を援助する支援の推進	・生活に困難を抱えている者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に関係機関と連携し、取り組みます。 ・卒業生や地元企業の先輩による体験談等を聴く学習を取り入れます。	福祉課 教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	88%	95%

(2) 障がいのある子どもへの支援の推進

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの地域社会への参加・共生を推進し、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援の連続の中で、その発達や将来の自立・社会参加の支援が求められています。
- 障がいのある子どもを支援するサービスの推進やサポートの充実、専門的支援の強化が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
障がい児を支援するサービスの推進	・療育支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスの充実など、地域で必要な支援を受けられる体制の整備を推進します。	こども課
専門的支援が必要な障がい児への支援の強化	・地域全体で障がい児とその家族が安心して生活するための適切な支援を円滑に行います。 ・総合的な支援を行えるよう、医療的ケア児コーディネーター等を設置し、関係機関と支援体制の構築を図ります。 ・様々な障がいをもつ子どもの可能性を最大に引き出し、一人ひとりのニーズに合わせた支援を提供します。	こども課
障がい児を支援するサポートの充実	・児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等の必要な支援を受けられる体制を充実させます。 ・障がい児の保育を実施している教育・保育施設に対し補助を行います。	こども課
特別支援教育の充実	・必要に応じて特別支援学級を設置し、障がいのある児童生徒の発達や障がいに応じた個別的・継続的支援を行います。また、通常学級においても発達障がい等の児童に対する支援を行います。	教育課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
医療的ケア児コーディネーター設置施設数	1件	1件

（３）児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- 児童虐待の未然防止、早期発見のためには、こどもに関わる関係機関の連携体制の強化が求められています。
- 門川町における児童虐待相談件数は、令和５年度が48件、令和６年度（３月１日現在）が37件になっています。
- 「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制強化、関係機関と連携を図り、それぞれの状況に応じた支援の推進が必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
関係機関との連携強化	・民生委員・児童委員との連携した支援や地域での見守り活動を推進します。 ・警察や児童相談所等関係機関と情報共有を図ることで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、適切な役割分担のもとで連携を強化します。	こども課
児童虐待防止に対する意識啓発	・オレンジリボンたすきリレーへの参加や啓発グッズの配布などオレンジリボン運動に積極的に取り組みます。 ・県や児童相談所と連携し、ポスター掲示やチラシ配布など児童虐待防止に努めます。	こども課
こども家庭センター及び家庭支援の推進	・こども家庭センターにおいて、子育てに関する悩みや育児ストレスなど家庭内でのトラブル解決に向けて適切なアドバイスや支援を行います。 ・こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図るとともに、様々な相談に対応して支援を行います。 ・多機関で連携し子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を活用する世帯を支援します。	こども課
要保護児童対策地域協議会の充実・強化	・児童虐待等の発生予防、早期発見、早期対応から児童虐待を受けたこどもの保護、自立に至るまでの切れ目のない支援を各機関との連携を図りながらこどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	こども課 教育課
被害に遭ったこどもや家庭への支援の推進	・被害に遭ったこどもや家庭等が必要とする支援を総合的に推進し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、総合的対応窓口を設置します。 ・被害にあった方の経済的な負担を軽減するため、支援金を支給します。 ・DV被害に遭った家庭が安心して暮らせるよう、町営住宅へ優先入居を可能にします。	こども課 総務課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
児童虐待防止に関する啓発活動	1回	2回

（４）悩みや不安を抱えるこども・若者への支援の推進

【現状と課題】

- 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱え、誰にも相談できず、孤独やストレスを抱えているこども・若者やその家族の実態把握や支援につなげることが求められています。
- こども若者調査では、日常生活における悩みや不安について42%が「ある」、悩みを相談できる人助けてくれる人について91%が「いる」と回答しています。
- ヤングケアラーの理解に加え、実態把握に努め、悩みや不安を抱えるこども・若者に対し、関係機関が連携して支援につなげることが必要です。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
重層的な支援体制の強化と支援の推進	・ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、教育分野や地域における関係機関との連携体制を強化します。 ・町民へのヤングケアラー支援に対する社会的認知度の向上に向けた普及啓発に取り組みます。 ・関係機関と連携し、ひきこもり状態にある方、生きづらさを感じているこども・若者や家族が早期に適切な支援機関につながるよう相談支援に取り組みます。	こども課 教育課 福祉課
特定妊婦等に対する支援の強化	・こども家庭センターにおいて保健師を中心にサポートプランの作成等の支援を行います。 ・経済的な困難を抱える妊婦が安心して出産ができるよう助産施設の利用をサポートします。 ・貧困状態にある家庭の生活を下支えするために、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等経済的支援を行います。	こども課 福祉課

施策名	取組内容	担当課
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	・教育研究所、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家による相談体制を強化します。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な対応をすることで、こどもの健全育成に努めます。	教育課
就業に関する相談体制の強化と推進	・貧困の連鎖を防止するため、生活に困っている者に対する就労支援や生活困窮者の自立に向けた包括的な支援に関係機関と連携し取り組みます。	福祉課 地域振興課

【成果指標】

成果指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
ヤングケアラーの認知度 周知度	—	80%



第5章

第3期子ども・子育て支援事業計画 事業量推計

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画 事業量推計

1 対象事業

それぞれの家庭類型に関する下記の事業についてニーズ量の見込みの算出を行います。

対象事業	対象家庭類型	対象児童年齢
認定こども園 及び幼稚園	<専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭> ■タイプC'： フルタイム×パートタイム （月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部） ■タイプD： 専業主婦（夫） ■タイプE'： パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120時間の一部） ■タイプF： 無業×無業	3～5歳
幼稚園	<共働き家庭 幼稚園利用のみ> ※ただし、現在幼稚園利用	3～5歳
認定こども園 及び保育所	■タイプA： ひとり親家庭 ■タイプB： フルタイム×フルタイム ■タイプC： フルタイム×パートタイム （月120時間以上＋月下限時間～120時間の一部） ■タイプE： パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上＋月下限時間～120時間の一部）	3～5歳
認定こども園 及び保育所＋ 地域型保育		0歳、1・2歳
①利用者支援事業(母子保健型)		0～5歳
②地域子育て支援拠点事業		0～2歳
③一時預かり事業・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		0～5歳 0～5歳、1～6年生
④病児・病後児保育事業		0～5歳、1～6年生
⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳、1～6年生
⑥妊婦に関する健康診査		妊婦
⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		生後4か月
⑧養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業		乳児家庭全戸訪問事業の なかで、子育て支援サー ビスを利用困難な家庭
⑨時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳
⑩放課後児童健全育成事業（低学年・高学年）		1～6年生
⑪妊婦等包括的相談支援事業（新規）※令和6年度児童福祉法改正		0～2歳
⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規） ※令和6年度児童福祉法改正		3歳未満
⑬産後ケア事業（新規）※令和6年度児童福祉法改正		産後1年以内

2 門川町の児童人口の推移

(1) 令和6年度における児童人口推計

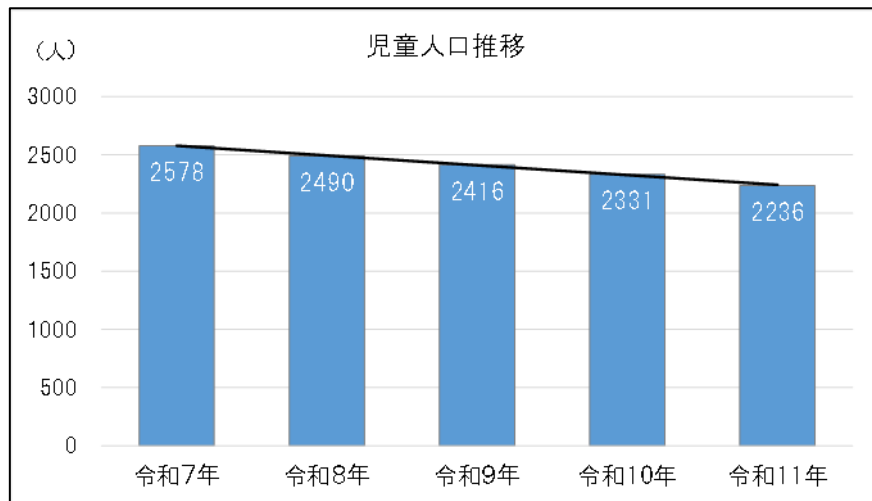
下記の推計は、令和6年度において令和7年度から令和11年度までの児童人口推計を基に行ったものです。

図表 41 【年齢別 児童人口推計】

(人)

児童人口推計	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	100	98	93	94	92
1歳児	97	104	102	97	98
2歳児	116	94	101	99	94
3歳児	112	119	97	104	102
4歳児	118	111	118	97	104
5歳児	122	115	108	115	94
6歳児(小1)	136	121	114	107	114
7歳児(小2)	138	133	118	111	104
8歳児(小3)	158	140	135	120	113
9歳児(小4)	141	158	140	135	120
10歳児(小5)	145	140	156	139	134
11歳児(小6)	171	146	141	158	140
12歳	187	171	146	141	158
13歳	152	182	167	142	137
14歳	185	154	184	169	144
15歳	173	180	150	180	165
16歳	156	171	178	148	178
17歳	171	153	168	175	145
計	2578	2490	2416	2331	2236

図表 42 【児童人口推計の推移】



(2) 児童人口推計比較

0歳～5歳、6歳～11歳、12歳～17歳の児童人口について、令和4年度時の推計と令和6年度時の推計を比較しました。

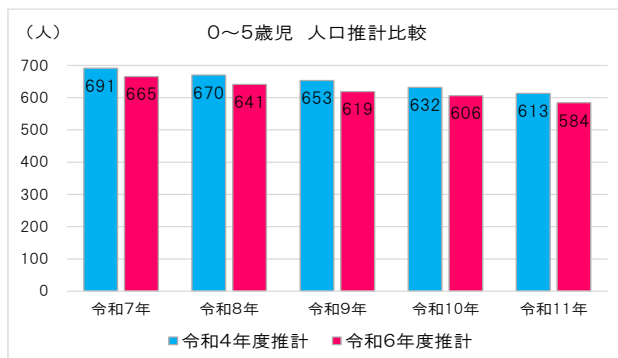
図表 43 【児童人口】

0～5歳児	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
令和4年度推計	691	670	653	632	613
令和6年度推計	665	641	619	606	584

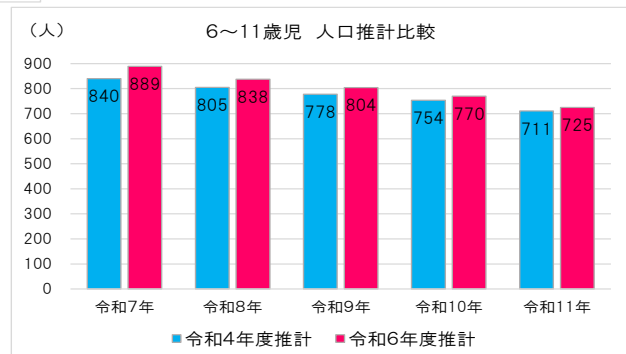
6～11歳児	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
令和4年度推計	840	805	778	754	711
令和6年度推計	889	838	804	770	725

12～17歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
令和4年度推計	1034	1024	1002	955	921
令和6年度推計	1024	1011	993	955	927

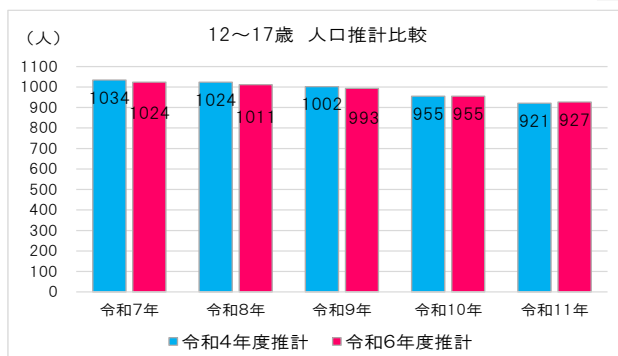
図表 44 【0歳～5歳児までの人口推計比較】



図表 45 【6～11歳児までの人口推計比較】



図表 46 【11～17歳児までの人口推計比較】



3 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、市町村は区域ごとに事業の必要量を算出し、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

門川町は、国の基本指針の考え方を基に、少子化の進行に柔軟な対応ができるよう利用者の利便性に配慮し、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るため、教育・保育施設等は、「1提供区域」と設定します。

教育・保育提供区域	「1提供区域」
地域子ども・子育て支援事業 提供区域	全区域

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、門川町に居住するこどもについては、「現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定しています。

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、原則、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
1号認定	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定		必要とする		○	○	
3号認定	0～2歳児			○	○	○

※教育標準時間認定とは、1日4時間程度の幼児教育の時間のことです。

※2号、3号の保育認定には、1日11時間までの保育標準時間と、1日8時間までの保育短時間があります。

(3) 特定教育・保育の量の見込みと確保方策

下記表は、令和6年度までの実績を踏まえ、第3期計画(令和7年度～令和11年度)の特定教育・保育「給付」に係る需要と供給目標値です。各年度における教育・保育提供の量の見込みは、(必要利用定員総数)として設定しています。なお、①－②や、③－④など、差し引き後に0、またはマイナス値は充足されることを表しています。

① 1号、2号認定

【量の見込みと確保方策】図表 47

年度	1号認定			2号認定				
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	①－②	量の見込 (需要量)③	内訳		確保方策 (供給量) 目標値④	③－④
					教育 ニーズ	保育 ニーズ		
R7	37	80	-43	304	8	296	305	-1
R8	37	80	-43	299	9	290	310	-11
R9	34	80	-46	280	9	271	305	-25
R10	34	70	-36	273	8	265	305	-32
R11	32	70	-38	260	8	252	300	-40

② 3号認定

【量の見込みと確保方策】図表 48

年度	3号認定(0歳児)			3号認定(1-2歳児)		
	量の見込 (需要量) ①	確保方策 (供給量) 目標値②	①－②	量の見込 (需要量) ③	確保方策 (供給量) 目標値④	③－④
R7	40	46	-6	170	179	-9
R8	40	46	-6	176	184	-8
R9	40	46	-6	170	179	-9
R10	40	46	-6	174	179	-5
R11	40	46	-6	170	174	-4

【確保方策の内容】

国からの定員変更の要望に対し、次年度以降の児童見込み数を勘案し、不足が生じないように実態に合わせた数の確保に努めます。

(4) 地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① (1) 利用者支援事業（基本型・特定型）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言等の支援を行う事業です。

【確保方策の内容】

本町では該当事業を実施していないため、方向性を検討します。

① (2) 利用者支援事業（母子保健型）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言等の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 59

年度	利用者支援事業		
	量の見込（箇所） （需要量）	確保方策（箇所） （供給量）	①－②
	①	目標値②	
R 7	1	1	0
R 8	1	1	0
R 9	1	1	0
R10	1	1	0
R11	1	1	0

【確保方策の内容】

令和7年度より、「こども課」を設置し、今後も継続して対応をしていきます。

② 地域子ども子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 54

年度	地域子育て支援拠点事業			
	量の見込 (人)	確保方策 (人)	確保方策 (箇所)	①－②
	①	目標値②	目標値	
R 7	224	224	2	0
R 8	211	211	2	0
R 9	211	211	2	0
R10	207	207	2	0
R11	203	203	2	0

【確保方策の内容】

引き続き、乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を確保し、保護者がひとりで悩みを抱えず、相談や情報の交換ができる居場所作りを行います。

③ (1) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり（預かり保育）を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 52

年度	幼稚園における一時預かり事業			
	量の見込 1号認定 (年間延べ人数)	量の見込 2号認定 (年間延べ人数)	確保方策 (年間延べ人数)	①－②
	①	①	目標値②	
R 7	2,535	10	3,000	-455
R 8	2,485	10	3,000	-505
R 9	2,326	10	3,000	-664
R10	2,276	10	3,000	-714
R11	2,161	10	3,000	-829

【確保方策の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児を主として昼間に在園時を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

③ (2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

一時的に家庭での保育が困難となった場合になど、保育所、幼稚園、認定こども園やその他の園や事業で一時的に保育を行います。

【量の見込みと確保方策】 図表 53

年度	幼稚園における一時預かり事業				
	量の見込 (年間延べ人数)	確保方策 (年間延べ人数) 一時預かり事業 幼稚園型除く	確保方策 (年間延べ人数) 子育て援助活動支援	確保方策 (年間延べ人数) 子育て短期支援事業	①－②
	①	目標値②	目標値②	目標値②	
R 7	1,600	1,680	50	10	-140
R 8	1,600	1,680	50	10	-140
R 9	1,600	1,680	50	10	-140
R10	1,600	1,680	50	10	-140
R11	1,600	1,680	50	10	-140

【確保方策の内容】

保護者ニーズに合わせて、保育士人材、質の向上、提供体制の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業は、今後も「まかせて会員」の確保を行い、ニーズに応えていきます。

ショートステイ・トワイライトステイは、児童養護施設との協議により、必要時に対応します。



④ 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保育を必要とする乳児・幼児等であって、疾病にかかっている児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 56

年度	病児・病後児保育事業				
	量の見込（人） （年間延べ人数） （需要量） ①	確保方策（人） （年間延べ人数） （供給量） 目標値②	内訳		①－②
			病児・病後児保育事業 （年間延べ人数）	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業） （年間延べ人数）	
R 7	240	250	250	0	-10
R 8	240	250	250	0	-10
R 9	240	260	260	0	-20
R10	240	270	270	0	-30
R11	240	270	270	0	-30

【確保方策の内容】

病児・病後の児童を心配する保護者が安心して就労等が行える制度として、積極的な利用を推奨します。施設利用時の利用料金を助成します。

⑤ 子育て援助活動支援事業（就学後）ファミリー・サポート・センター事業

育児の手助けをして欲しい人と育児の協力をしたい人との相互援助活動で、アドバイザーが連絡、調整を行います。事前に会員登録が必要です。

【量の見込みと確保方策】 図表 57

年度	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	量の見込（人） （年間延べ人数） （需要量） ①	確保方策（人） （年間延べ人数） （供給量） 目標値②	①－②
R 7	50	84	-34
R 8	50	84	-34
R 9	50	84	-34
R10	50	84	-34
R11	50	84	-34

【確保方策の内容】

保護者の仕事の都合により、習い事への送迎や児童クラブのお迎えなどができない場合に、まかせて会員による送迎支援等が柔軟に利用できることを推奨します。

⑥ 妊婦に関する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 58

年度	妊婦健康診査事業	
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (対応数) (供給量) 目標値②
R 7	110	1,320
R 8	107	1,284
R 9	104	1,248
R10	101	1,212
R11	98	1,176

【確保方策の内容】

妊娠届時に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠・分娩までの間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することで、母胎の健康管理を行うように助言します。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 55

年度	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		
	量の見込（人） (需要量) ①	確保方策 (対応数) (供給量) 目標値②	①－②
R 7	105	105	0
R 8	103	103	0
R 9	100	100	0
R10	97	97	0
R11	94	94	0

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業と併せて全家庭を訪問し対応します。
また、訪問する母子保健推進員数を確保し、専門職と協力しながら対応していきます。

⑧ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【確保方策の内容】

養育支援が必要な家庭に訪問・支援をしていく体制を整えます。また、妊娠中から困り感のある家庭を発見し、早期に介入し支援を行っていきます。

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 49

年度	時間外保育事業（延長保育事業）			
	量の見込（人） （需要量）	確保方策（人） （供給量）	実施箇所	①－②
	①	目標値②		
R 7	351	360	5	-9
R 8	338	350	5	-12
R 9	326	350	5	-24
R10	319	350	5	-31
R11	308	350	5	-42

【確保方策の内容】

現行の延長保育促進事業を基本として、保育施設の意向と保護者ニーズを考慮し、事業の充実を図ります。

⑩ 放課後児童健全育成事業（低学年・高学年）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して、放課後や長期休暇中、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

●（1）低学年 図表 50

年度	放課後児童健全育成事業（学童保育）低学年						①－②
	量の見込（人）	内訳			確保方策（人）	確保方策（箇所）	
	（需要量）	1年生	2年生	3年生	（供給量）	（供給量）	
	①				目標値②	目標値	
R 7	150	60	50	40	160	5	-10
R 8	160	65	55	40	170	4	-10
R 9	160	65	55	40	170	4	-10
R10	160	65	55	40	170	4	-10
R11	160	65	55	40	170	4	-10

●（2）高学年 図表 51

年度	放課後児童健全育成事業（学童保育）高学年						①－②
	量の見込（人）	内訳			確保方策（人）	確保方策（箇所）	
	（需要量）	4年生	5年生	6年生	（供給量）	（供給量）	
	①				目標値②	目標値	
R 7	9	3	3	3	10	5	-1
R 8	9	3	3	3	10	4	-1
R 9	9	3	3	3	10	4	-1
R10	9	3	3	3	10	4	-1
R11	9	3	3	3	10	4	-1

【確保方策の内容】

共働き等によりニーズは増加傾向にあります。全体数を把握する中で、地域の実情に応じた数の確保を行います。支援員の質の向上を図るため、職員研修や関係機関が行う自主研修を積極的に支援します。

⑪ 妊婦等包括的相談支援事業（新規）

◆令和6（2024）年度子ども・子育て支援法改正

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 60

年度	妊婦等包括的相談支援事業		
	量の見込（回）	確保方策（回）	①－②
	妊娠届け出数 ①	（供給量） 目標値②	
R7	330	330	0
R8	321	321	0
R9	312	312	0
R10	303	303	0
R11	294	294	0

※令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援としての事業の制度化

※妊娠届け出数×3回を量の見込みとする

【確保方策の内容】

妊娠届け出時や妊娠8か月頃の面談、生後2か月頃の面談（乳児家庭全戸訪問）において、様々なニーズに応じた伴走型相談支援を行います。



⑫ 乳児等通園支援事業 ※こども誰でも通園制度（新規）

◆令和6（2024）年度子ども・子育て支援法改正

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園を利用できる制度です。0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況、養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。

【量の見込みと確保方策】図表62

年度	年齢	乳児等通園支援事業 延べ人数/年間		
		量の見込【人日】 (延べ人数)	確保方策【人日】 (延べ人数)	①-②
		①	②	
R7	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	0	0
R8	0歳児	4	6	-2
	1歳児	1	6	-5
	2歳児	1	6	-5
R9	0歳児	4	6	-2
	1歳児	1	6	-5
	2歳児	1	6	-5
R10	0歳児	4	6	-2
	1歳児	1	6	-5
	2歳児	1	6	-5
R11	0歳児	4	6	-2
	1歳児	1	6	-5
	2歳児	1	6	-5

※必要受け入れ時間数の見込みとする ◆0～2歳の未就園児×月一定時間（10時間）

※必要定員数の見込みとする

◆月176h（=8h×22日）÷定員一人当たりの受け入れ可能時間数

【確保方策の内容】

令和8（2026）年度から新たな給付制度として実施予定です。

⑬ 産後ケア事業（新）◆令和6（2024）年度子ども・子育て支援法改正

令和元（2019）年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、産後ケア事業を通して、心身のケア等を行うとともに産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】 図表 61

年度	産後ケア事業 延べ人数		
	量の見込 延べ（人/日）	確保方策 延べ（人/日）	①－②
	推計産婦数①	目標値②	
R 7	75	75	0
R 8	75	75	0
R 9	75	75	0
R10	75	75	0
R11	75	75	0

【確保方策の内容】

通所型、訪問型、宿泊型の産後ケア事業を利用することで産後うつ防止を図ります。

※妊娠届出数や出生数を推計する

【利用の見込み（人/日）】

算出基礎 A 推計産婦数（人）×（C 利用見込み産婦数 / B 全産婦数）×平均利用日

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の内容】

子どもの貧困問題に対応するための子育て支援制度の一環として、対象世帯が必要に際し利用できるように、保護者及び保育事業者に制度の周知を図ります。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について （認定こども園特別支援教育・保育）

私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を推進します。

【確保方策の内容】

新規事業者の事業円滑化を図れるように、支援、相談、助言はじめ、他の事業者との連携の調整等を図ります。

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。

さらに庁内の組織体制を強化し、より一層組織横断的に取組を進めます。

また、職員一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象としたこどもの権利に関する研修を実施するなど、町全体でこどもの権利を基盤にした取組を推進します。

(2) こども・若者の町政参加の促進

計画の推進にあたり、幅広く多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

また、各事業の実施にあたり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、町政運営への参加促進を図ります。

(3) 地域や関係機関等との連携・協働

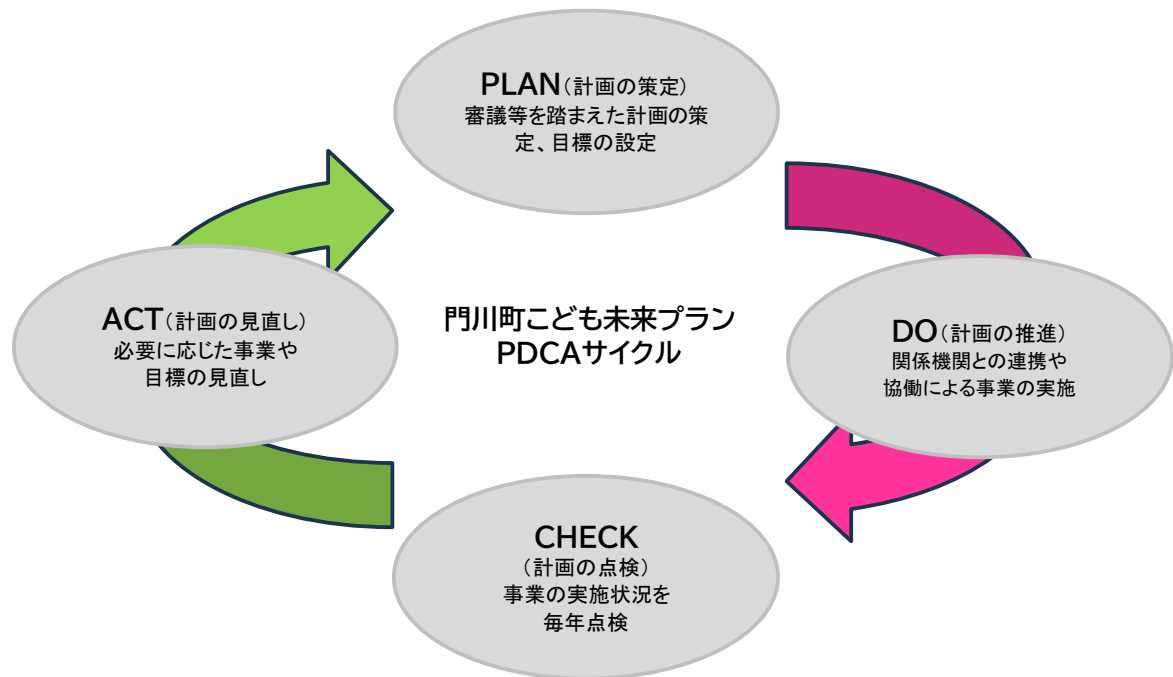
こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO 法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、町に関わる全ての人に対し、こどもの権利に関するための理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の点検・評価

本計画、PDCA サイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となる子ども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



(2) こどもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1) における点検・評価に加え、各事業の取組内容については、担当部署課において、こどもの権利の視点に基づいた検証を行います。

検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況だけでなく、こどもに関わる取組について、こども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。門川町では、これらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。



資料編

資料編

1 門川町子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度～7年度）

団 体 名	氏 名	備考
小田原短期大学 保育科 通信教育課程	松原 由美	学識経験者
門川町保育協議会 会長 (きぼうの森こども園)	丹田 笑満子	子ども・子育て支援事業従事者
門川町子育て支援センター 指導員	小田 淳子	子ども・子育て支援事業従事者
母子保健推進員	松下 留以子	子ども・子育て支援事業従事者
門川町PTA連絡協議会 会長	中澤 正裕	子どもの保護者 (五十鈴小学校)
子どもの保護者	松岡 幸樹	人づくりセンター利用者
学校校長会 会長（五十鈴小学校）	藤川 貴司	関係行政機関
門川町社会福祉協議会 地域福祉課長補佐	富田 美砂子	関係行政機関
日向保健所 健康づくり課長	上原 千枝	関係行政機関
門川町婦人団体連絡協議会	黒木 理久子	その他
門川町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	日吉 真理子	その他
NPO法人 地域支援センターつながり 相談員	川口 康彦	その他
門川町商工会 青年部長	山本 大輔	その他
九州医療科学大学 社会福祉学部 臨床福祉学科	春田 奈緒	その他



イラスト：門川町立平城保育所園児による製作

門川町こども未来プラン

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

発行 宮崎県 門川町

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号

電話：0982-63-1140